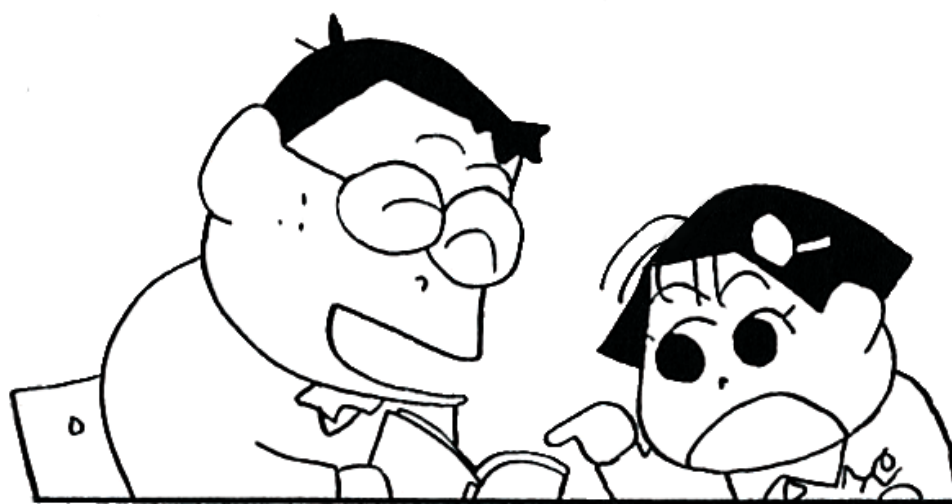


障害者のしおり



©いしいひさいち

玉野市

はじめに

この「障害者のしおり」は、障害のある方に各種の福祉施策の概要とサービスの窓口を紹介し、日常生活の手引きとしてご活用いただくために作成しました。

福祉サービスは種類も多く、類似の名称のものも少なくありません。その内容についても、理解しにくい面があるように思われます。「障害者のしおり」が障害のある方に活用され、福祉サービスを少しでも利用していただければ幸いです。

ご利用にあたって

- (1) この「障害者のしおり」は、令和5年4月現在で編集しております。その後、法律改正等により内容が変更になることがありますのでご了承ください。
- (2) 各制度の内容については、簡単に説明してあります。所得や障害程度等によりサービスの利用が制限される場合もありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。
- (3) 住所・電話番号等を掲載している施設等がありますが、都合で変更（移転）する場合がありますので、ご注意ください。

～目 次～

1 相談窓口

玉野市役所	1
玉野市社会福祉協議会	2
岡山県備前保健所（岡山県備前県民局健康福祉部）	2
身体障害者相談事業	2
岡山県身体障害者更生相談所	3
岡山県視覚障害者センター	3
岡山県聴覚障害者センター	3
岡山県難病相談・支援センター	4
相談支援事業所のぞみ	4
知的障害者相談事業	4
岡山県知的障害者更生相談所	5
岡山県中央児童相談所	5
地域活動支援センターⅠ型 ころの里	5
精神保健福祉相談	5
岡山県精神保健福祉センター	6
岡山県精神障害者家族連合会（家族ほっとライン）	6
玉野市児童発達支援センター	6
おかやま発達障害者支援センター	7
玉野市障害者就労支援センター	7
岡山障害者就業・生活支援センター	7
玉野公共職業安定所（ハローワーク）	7
岡山県医療的ケア児支援センター	7
岡山県障害者職業センター	8
障害者虐待に関する相談・通報窓口	8
民生委員・児童委員	8
高齢者・障害者なんでも相談会	8

2 障害者手帳

身体障害者手帳	9
療育手帳	9
精神障害者保健福祉手帳	10
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方へ	11

3 年金・手当

障害年金	12
障害基礎年金	12
障害厚生年金・障害共済年金	13
障害手当金（一時金）	13
特別障害給付金	14
心身障害者扶養共済制度	16
特別障害者手当	17
障害児福祉手当	18
児童福祉年金	19
特別児童扶養手当	19
在宅重度心身障害者介護手当	19

4 医療

自立支援医療（更生医療）	20
自立支援医療（育成医療）	22
自立支援医療（精神通院医療）	24
心身障害者医療費公費負担制度	26
特定医療費（指定難病）助成制度	27
後期高齢者医療	27

5 障害福祉サービス

障害福祉サービス	28
利用者負担	33
玉野市内の指定サービス事業所一覧	34

6 地域生活支援事業

地域活動支援センター	38
移動支援事業	39
日中一時支援事業（日中型）	40
日中一時支援事業（タイムケア型）	41
その他	43

7 福祉用具の支援

補装具費の給付	44
難聴児補聴器購入費等助成制度	45
日常生活用具の給付・貸与	46
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事	49
福祉用具貸出（貸出・リサイクル）	50

8 暮らしの支援

住宅改修（居宅生活動作補助用具）	51
障害者スポーツ大会	52
手話通訳者設置事業	52
意思疎通支援者派遣事業	52
奉仕員養成研修事業	52
補助犬の給付	52
福祉サービス利用援助事業	53
成年後見制度	53
NET119 急通報システム	55
電話リレーサービス	55
生活福祉資金貸付制度	55
選挙	55
玉野市障害者等自主活動団体	56

9 交通・移動の支援

JR旅客運賃の割引	57
バス運賃の割引	58
航空旅客運賃の割引	58
タクシー料金の割引	58
シータク料金の割引	59
福祉有償運送	59
移送サービス	60
福祉車輛貸出	60
有料道路通行料金の割引	61
自動車運転免許の取得費の助成	63
自動車改造費（本人用）の助成	64
自動車改造費（介護者用）の助成	64
駐車禁止除外指定車標章の交付	65
ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度	66
人工透析治療者通院費給付事業	67
障害者タクシーチケット助成事業	67

10 税の控除・減免

所得税・住民税（障害者控除）	68
自動車税	68
自動車取得税	68
各種税の減免について	69

11 公共料金

NHK放送受信料の減免	70
携帯電話料金の割引	70
公共施設の入場料の減免	70
NTT無料番号案内（ふれあい案内）	70
耳や言葉の不自由な方からの104番	71
青い鳥郵便葉書の無償配布	71

12 保育・教育

教育相談	72
通級指導教室（スマイル教室）	72
小・中学校特別支援学級	72

13 その他

障害者に関する各種マークの紹介	73
福祉制度の早見表	74

1 相談窓口

玉野市役所

(1) 福祉政策課

障害者福祉係

障害者福祉の窓口として、福祉サービス等の相談、申請、支給事務を行うとともに、障害のある方のための制度づくり等を通して障害者福祉の向上に関する業務を行っています。

窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

所在地 〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1

窓口 1階 11番窓口

連絡先 電話（0863）32-5556 FAX（0863）31-9179
fukushi@city.tamano.lg.jp

(2) こどもみらい課

子育て支援に関する福祉の窓口です。児童に対するサービスのご相談、特別児童扶養手当、児童福祉年金の申請手続きなどを行っています。子育てに関する相談、発達障害に関する相談もお受けします。

所在地 〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1

窓口 1階 8番窓口

連絡先 電話：手続きについて：（0863）32-5554 FAX（0863）32-5514
発達障害に関する相談：（0863）32-5593
kodomo@city.tamano.lg.jp

(3) 長寿介護課

高齢者の福祉制度・サービスや、介護保険等の相談等を行っています。

所在地 〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1

窓口 1階 9～10番窓口

連絡先 電話（0863）32-5534 FAX（0863）32-5526
choju@city.tamano.lg.jp

(4) 保険年金課

国民健康保険、後期高齢者医療制度等の相談等を行っています。

所在地 〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1

窓口 1階 5～7番窓口

連絡先 電話（0863）32-5528 FAX（0863）32-5563
hokennenkin@city.tamano.lg.jp

(5) 健康増進課

健康管理の窓口です。随時、保健師等により相談をお受けしています。

所在地 〒706-8510 玉野市奥玉 1-18-5

連絡先 電話（0863）31-3310 FAX（0863）31-3314
kenkouzoushin@city.tamano.lg.jp

(6) 税務課

税金に関する窓口です。障害者控除等の相談をお受けします。

所在地 〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1

窓口 1階 4番窓口

連絡先 電話（0863）32-5510 FAX（0863）31-1499
zeimu@city.tamano.lg.jp

玉野市社会福祉協議会

地域福祉の推進役として各種の福祉事業を行っています。障害のある方の相談支援や車いすなどの福祉機器の貸出、生活福祉資金の貸付なども行っています。

窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒706-0002 玉野市築港 4-25-10
連絡先 電話（0863）31-5601 FAX（0863）31-5638
info@tamano-shakyou.or.jp

岡山県備前保健所（岡山県備前県民局健康福祉部）

玉野市を管轄する県の保健所で、母子保健、健康づくり、感染症、難病、精神保健などの専門的な相談窓口です。

相談区分	相談日	電話番号
精神保健福祉相談	[相談日]月1回（予約制） [電話・来所相談]随時	(086)272-3934
難病相談	[電話・来所相談]随時	
病態栄養相談	[電話・来所相談]随時	(086)272-3950
こどもの発達支援相談	[相談日]お問い合わせください	
HIV、性感染症、B型・C型肝炎の相談及び検査	[検査日]月2回（予約制） [電話・来所相談]随時	エイズホットライン (086)272-5553

窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝祭日、年末年始を除く）
所在地 〒703-8278 岡山市中区古京町 1-1-7

身体障害者相談事業

身体障害のある方に対し、更生援護の相談及び必要な指導・助言を玉野市身体障害者福祉連合会でを行っています。

（１）（一財）玉野市身体障害者福祉連合会

窓口時間 毎週月曜日 10:00～15:00（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒706-0013 玉野市奥玉 1-18-5 すこやかセンター内
連絡先 電話（0863）32-3840
※まずはこちらにご相談ください。

（２）身体障害者相談員

区分	地域	氏名	電話番号
玉野市身体障害者相談員	山田	村上 博子	(0863) 41-2335
	東高崎	尾崎 砂代子	(0863) 71-0755

	東田井地	串田 征海雄	(0863) 41-1796
	長尾	永井 美代子	(0863) 71-4684
	北方	上田 保則	(0863) 66-5760
	田井	三宅 誠一	(0863) 21-4830
	渋川	桐谷 みどり	(0863) 81-6004
	向日比	杉本 磯治	(0863) 81-2258
	迫間	中田 富一	(0863) 71-3232

岡山県身体障害者更生相談所

身体障害に関する相談のほか、自立支援医療（更生医療）の判定、補装具の処方及び適合判定を行っています。

来所相談

相談区分	相談・判定日	受付時間	審査時間
肢体不自由	毎月第 1・2・4 水曜日	12:00～14:00	13:00～
聴覚障害 そしゃく機能障害	毎月第 1 金曜日	9:00～11:00	10:00～

所在地 〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ1階
連絡先 電話 (086) 235-4577 FAX (086) 235-4346

岡山県視覚障害者センター

視覚障害のある方への点字・録音図書の貸出、相談等を行っています。

窓口時間 火曜日を除く 9:00～17:00
所在地 〒700-0927 岡山市北区西古松 268-1
連絡先 電話 (086) 244-1121 FAX (086) 244-1043

岡山県聴覚障害者センター

聴覚障害のある方を対象とした日常生活における一般的な相談に対応します。

窓口時間 月、水～金曜日 9:00～19:00
土曜日・日曜日 9:00～17:00
所在地 〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ 4 階
連絡先 電話 (086) 224-0221 FAX (086) 224-0236

岡山県難病相談・支援センター

難病に関する一般相談や就労相談に応じるほか、難病患者・家族のつどいなどの実施を計画します。また、患者さん同士で気軽に集まれる談話室を設けています。

窓口時間 火～木曜日、土曜日 9:00～12:00／13:00～16:00
所在地 〒700-0952 岡山市北区平田 408-1 岡山県南部健康づくりセンター1 階
連絡先 電話 (086) 246-6284 FAX (086) 246-6285
※来所相談は要予約

相談支援事業所のぞみ

障害のある方からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援や、権利擁護のための必要な援助等を行っています。

窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒706-0143 玉野市木目 1461
連絡先 電話 (0863) 71-0110

知的障害者相談事業

知的障害のある方に対し、更生援護の相談及び必要な指導・助言を行っています。

（１）知的障害者相談日

日程 毎月第4金曜日 13:00～16:00
場所 〒706-0011 玉野市宇野 1-38-1 中央公民館（玉野市立図書館内）

＜お問い合わせ先＞

玉野市福祉政策課 電話 (0863) 32-5556

（２）知的障害者相談員

区分	氏名	電話番号
玉野市知的障害者相談員	絹笠 仁美	(0863) 31-4887
	太田 和子	(0863) 51-1272
	高崎 八恵子	(0863) 71-4271

岡山県知的障害者更生相談所

知的障害に関する相談をはじめ、18歳以上の方の療育手帳交付のための判定や医学的、心理学的及び職能的判定などを行っています。

窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
診察日 第3金曜日の午後
※療育手帳新規判定の場合、嘱託医師による診断が必要です。（要予約）
所在地 〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ1階
連絡先 電話（086）235-4316 FAX（086）235-4346

岡山県中央児童相談所

18歳未満の児童に関する相談をはじめ、児童の療育手帳交付のための判定を行っています。

相談区分	相談日	電話番号
18歳未満の児童に関する相談 ※来所相談は要予約	月曜日～金曜日 8:30～17:15	(086) 235-4152
こども・家庭電話相談室 ※電話相談のみ	月曜日～土曜日 9:00～20:00	(086) 235-4157

所在地 〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ1階

地域活動支援センターⅠ型 こころの里

精神保健福祉士等の専門職員を配置した上で、精神障害のある方の相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のための必要な援助等を行っています。

窓口時間 月曜日、火曜日、木曜日～土曜日 9:30～18:00（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒706-0011 玉野市宇野 1-8-8
連絡先 電話（0863）33-5151 FAX（0863）33-5252

精神保健福祉相談

精神科医がこころの健康に関する相談に応じます。

場所 〒706-8510 玉野市宇野 1-8-8 地域活動支援センターこころの里
連絡先 電話（086）272-3934（備前保健所保健課）
※相談日は電話にてご確認ください。（要予約）

岡山県精神保健福祉センター

こころの健康や病気、精神障害のある方の福祉に関し、知識の普及、相談並びに社会復帰の促進等を行う施設であって、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を担う施設です。

相談区分	内容	相談日		電話番号
心の電話相談	こころの健康に関する電話相談	月・水・木曜日	9:30～12:00/ 13:00～16:00	(086)201-0828
精神科救急	夜間休日の緊急を要する精神科相談を電話にて受付けます	月～金曜日 休日（土曜日含む）	17:00～翌 8:30 8:30～翌 8:30	(086)225-9080
来所相談	こころの健康相談及び困難事例に関する相談	要予約		(086)201-0850

所 在 地 〒700-0985 岡山市北区厚生町3-3-1

岡山県精神障害者家族連合会（家族ほっとライン）

こころの病で悩んでいる家族を対象に、同じ悩みを経験した会員が相談に応じます。

相談日	実施団体及び所在地	電話番号
月曜日	ハートフルあしん 新見市高尾 2488-13	(0867) 72-4005
水曜日	NPO 岡山 けんかれん ※電話相談のみ	090-4653-6151

玉野市児童発達支援センター

子どもの障害・発達に関する相談、療育・教育に関する相談に応じます。必要に応じて個別支援計画書を作成し、適切な福祉サービスを紹介します。

窓口時間 月曜日～土曜日 10:00～14:00（祝日、年末年始を除く）
所 在 地 〒706-0132 玉野市用吉 1186-1
連 絡 先 電話（0863）71-0600 FAX（0863）71-0900

おかやま発達障害者支援センター

発達障害のある方の生涯を通して一貫した支援体制を構築することを目的に、各地域の医療・保健・教育・福祉・労働等の各領域の支援機関と連携して支援を行っています。

窓口時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒703-8555 岡山市北区祇園 866
連絡先 電話（086）275-9277 FAX（086）275-9277

玉野市障害者就労支援窓口

障害のある方が働くことやそれに伴う生活の中で、困っていることの相談に応じています。障害のある方の雇用に関する相談にも応じています。

窓口 玉野市福祉政策課地域福祉係
窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1
連絡先 電話（0863）32-5564 FAX（0863）31-9179

岡山障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒701-2155 岡山市北区中原664-1 先（通勤寮ぎおんハイツ内）
連絡先 電話（086）275-5697 FAX（086）275-2973

玉野公共職業安定所（ハローワーク）

専門の職員・相談員を配置し、求職申し込みから就職後まで一貫した職業紹介、就業指導、求人の開拓等を行っています。

窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒706-0002 玉野市築港 2-23-12
連絡先 電話（0863）31-1555 FAX（0863）32-4625

岡山県医療的ケア児支援センター

医療的ケア児とその家族が、地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児とそのご家族はもちろん、市町村・医療機関などの関係機関からの相談に応じます。

窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒703-8207 岡山市北区祇園 866
（旭川荘療育・医療センター4号棟1階 地域療育センター内）
連絡先 電話（086）275-4518 FAX（086）275-9323

岡山障害者職業センター

岡山県内の就職や職場復帰を希望される障害のある方、障害者雇用を検討されているあるいは、雇用を進めたい企業の方を対象に、職業相談から具体的な支援（職業準備支援、ジョブコーチ支援など）そして、フォローアップに至る一連の業務を行っています。

窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒700-0821 岡山市北区中山下 1-8-45 NTT クレド岡山ビル 17 階
連絡先 電話（086）235-0830 FAX（086）235-0831

障害者虐待に関する相談・通報窓口

障害のある方の虐待に関わる通報や支援などの相談窓口です。

窓口 玉野市福祉政策課
窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1
連絡先 電話（0863）32-5556 FAX（0863）31-9179

民生委員・児童委員

それぞれの担当地域において、地域福祉活動の推進者として、公的機関の補助、協力機関として、あるいは地域住民の相談役として社会福祉の増進に努めています。

<お問い合わせ先>

窓口 玉野市福祉政策課
窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1
連絡先 電話（0863）32-5564 FAX（0863）31-9179

窓口 玉野市社会福祉協議会（玉野市民生委員児童委員協議会事務局）
窓口時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）
所在地 〒706-0002 玉野市築港 4-25-10
連絡先 電話（0863）31-5601 FAX（0863）31-5638

高齢者・障害者なんでも相談会

法律・福祉・税務等の各種専門家が、高齢者・障害者に関連した相談であれば、どのような問題についても、無料で相談を受ける相談会です。相談は、複数の専門家が同席して意見を聞き、時間制限もありません。

窓口時間 毎月第 1 土曜日 13:00～16:00
所在地 〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ 2 階
連絡先 電話 070-5042-9253（予約不要）

2 障害者手帳

児 満 18 歳に満たない身体障害、知的障害、精神障害のある児童

者 満 18 歳以上の身体障害、知的障害、精神障害のある者

児 者

身体障害者手帳

[問い合わせ] 玉野市福祉政策課 ☎32-5556

身体障害のある方の日常生活の自立を支援するための制度の利用にあたっては、原則として「身体障害者手帳」が必要です。身体障害者手帳は申請に基づいて、各機能に一定以上の永続する障害のある方に、県知事から交付されます。

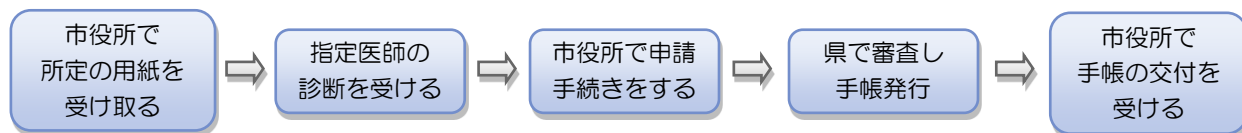
身体障害者障害程度等級表の等級は、1 級から 7 級があり、各等級は指数化され、2 つ以上の重複障害の場合は、合計指数による総合等級となります。1 級から 6 級までが身体障害者手帳の交付対象となりますが、7 級の障害は 2 つ以上重複している場合のみ交付対象となります。

対 象 肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、脳原性運動機能、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能

申 請

- ・申請書
- ・指定医師の診断書
- ・本人の顔写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm、無帽で正面を向いているもの）
- ・マイナンバー ・本人確認書類

交付までの手続きの流れ



児 者

療育手帳

[問い合わせ] 玉野市福祉政策課 ☎32-5556

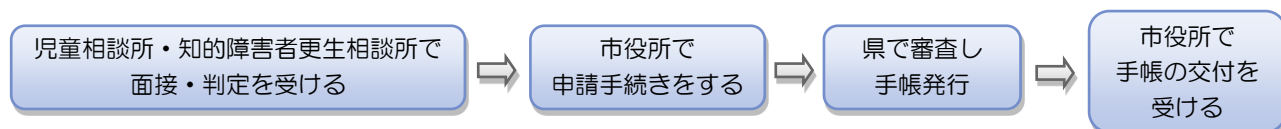
知的障害のある方の日常生活を支援するための制度の利用にあたっては、原則として療育手帳が必要です。療育手帳は、申請に基づいて、知的な障害があると判定された方に県知事から交付されます。なお、申請前に、児童相談所・知的障害者更生相談所での面接、判定が必要になります。

障害の程度は、知能測定、社会性、日常の基本生活など年齢に応じて総合的に判定し、AとBに分類されます。

申 請

- ・申請書
- ・児童相談所の判定（18歳未満の方）または知的障害者更生相談所の判定（18歳以上の方）
- ・本人の顔写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm、無帽で正面を向いているもの）
- ・マイナンバー

交付までの手続きの流れ



※判定には事前の予約が必要です。

児 満 18 歳に満たない身体障害、知的障害、精神障害のある児童

者 満 18 歳以上の身体障害、知的障害、精神障害のある者

連絡先 ①中央児童相談所（18歳未満の方 **児**）

所在地 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ1階

連絡先 電話（086）235-4152 FAX（086）235-4606

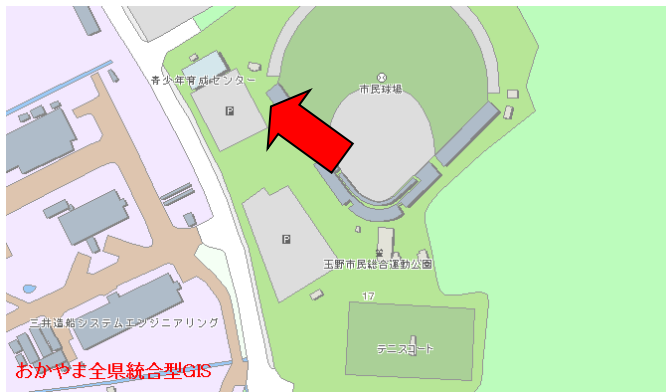
※判定にあたっては、「巡回相談」を利用することもできます。（事前の予約が必要です。）

【児童巡回相談の問い合わせ、予約先】

・教育サポートセンター

所在地 〒706-0014 玉野市玉原3丁目17-2

連絡先 電話（0863）33-5115 FAX（0863）33-5117



②知的障害者更生相談所（18歳以上の方 **者**）

所在地 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ1階

連絡先 電話（086）235-4316 FAX（086）235-4346

児 者

精神障害者保健福祉手帳

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎32-5556

精神障害のある方の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るために交付します。制度の利用にあたっては、原則として精神障害者保健福祉手帳が必要です。精神障害者保健福祉手帳は、申請に基づいて、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に、県知事から交付されます。

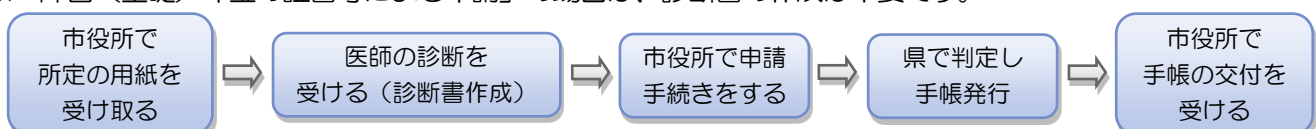
手帳の等級は障害に応じ、1級から3級があります。

なお、有効期限は2年間ですので、更新が必要です。（更新手続きが必要であり、更新は有効期限の3ヶ月前から申請可能です。）

申請 申請手続きは「診断書による申請」と「障害（基礎）年金の証書等による申請」の2通りあります。

診断書による申請の場合	障害（基礎）年金の証書等による申請の場合
・申請書 ・所定の診断書（精神障害者保健福祉手帳用） ・本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ・マイナンバー ・本人確認書類	・申請書 ・障害（基礎）年金の証書等（写し） ・照会に対する同意書 ・本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ・マイナンバー ・本人確認書類

※「障害（基礎）年金の証書等による申請」の場合は、診断書の作成は不要です。



身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方へ

[問い合わせ] 玉野市福祉政策課 ☎32-5556

以下の場合には必ず、市福祉政策課で手続きをしてください。

項 目	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
紛失・破損したとき	- 再交付申請書 - 顔写真 1 枚 (縦4cm×横3cm) - 身体障害者手帳 (破損時) - マイナンバー - 本人確認書類	- 再交付申請書 - 顔写真 1 枚 (縦4cm×横3cm) - 療育手帳 (破損時) - マイナンバー	- 再発行申請書 - 顔写真 1 枚 (縦4cm×横3cm) - 精神障害者保健福祉手帳 (破損時) - マイナンバー - 本人確認書類
住所や氏名が変わったとき	- 変更届 - 身体障害者手帳 - マイナンバー - 本人確認書類	- 変更届 - 療育手帳 - マイナンバー	- 記載事項変更届・再発行申請届 - 精神障害者保健福祉手帳 - マイナンバー - 本人確認書類
県外・岡山市からの転入	- 変更届 - 身体障害者手帳 - マイナンバー - 本人確認書類	[有効期限が長いとき] ○岡山市からの転入 (岡山市の手帳を継続使用する場合) - 変更届 - 療育手帳 - マイナンバー ○県外からの転入 - 交付申請書 - 判定資料活用申請書 - 顔写真 1 枚 (縦4cm×横3cm) - 療育手帳 - マイナンバー [有効期限が短いとき] - 新規申請に同じ	[有効期限が長いとき] - 記載事項変更届 - 交付申請書 - 顔写真 1 枚 (縦4cm×横3cm) - 精神障害者保健福祉手帳 - マイナンバー - 本人確認書類 - 照会に対する同意書 [有効期限が短いとき] - 新規申請に同じ (詳しくは前ページをご覧ください。)
障害の程度に変更があるとき 別の障害が発生したとき	- 申請書 - 指定医師の診断書 - 顔写真 1 枚 (縦4cm×横3cm) - 身体障害者手帳 - マイナンバー - 本人確認書類	- 申請書 - 児童相談所の判定 (18 歳未満) - 知的障害者更生相談所の判定 (18 歳以上) - 顔写真 1 枚 (縦4cm×横3cm) - 療育手帳 - マイナンバー	- 申請書 - 診断書または年金証書 (写) と同意書 - 顔写真 1 枚 (縦4cm×横3cm) - 精神障害者保健福祉手帳 - マイナンバー - 本人確認書類
死亡したとき 障害がなくなったとき (治療時)	- 返還届 - 身体障害者手帳 - マイナンバー - 本人確認書類	- 返還届 - 療育手帳	- 返還届 - 精神障害者保健福祉手帳 - マイナンバー - 本人確認書類
手帳の再認定を受けるとき	- 申請書 - 指定医師の診断書 - 顔写真 1 枚 (縦4cm×横3cm) - 身体障害者手帳 - マイナンバー - 本人確認書類	※児童相談所・知的障害者更生相談所に直接、事前予約を行った後、再判定を受けてください。 - 療育手帳 - マイナンバー	※新規申請に同じ (詳しくは前ページをご覧ください。)

3 年金・手当

障害年金

年金の障害程度の認定基準は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の認定基準とは異なります。

【障害基礎年金】

国民年金加入中や 20 歳前に初診日（※1）がある病気やケガにより、心身に一定以上の障害（※2）が残った方に対する生活保障として、障害の程度や保険料の納付状況など一定の要件を満たすと障害年金が支給されます。（申請は原則 65 歳までとなります。）

※1 初診日：障害の原因となる傷病について、初めて医療機関の診療を受けた日

※2 一定の障害：障害の程度が国民年金法に規定する障害等級の 1 級または 2 級に該当する障害

●対象者

国民年金に加入している期間中に初診日があり、かつ次の要件のすべてを満たす方。または 20 歳前に障害者になった方。

- ① 障害の原因となった病気やケガについて、初診日において、
 - (1) 国民年金に加入しているとき（第 1 号被保険者または第 3 号被保険者）
 - (2) 国民年金に加入していた方が日本国内に住所を有し、60 歳以上 65 歳未満であるとき（老齢基礎年金の繰上げ請求をした方を除く。）
- ② 初診日から 1 年 6 か月を経過した日またはその期間内で障害の状態が固定した日の障害の程度が、国民年金法に規定する障害等級の 1 級または 2 級に該当するとき
- ③ 初診日の属する月の前々月までに、保険料納付済期間と免除期間の合計が加入期間の 3 分の 2 以上であるとき（初診日が令和 8 年 3 月 31 日までの間にあるときは、初診日の前々月までの直近 1 年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。）

●年金の額（令和 4 年度）

- ・ 1 級障害 年額 972,250 円
- ・ 2 級障害 年額 777,800 円

※20 歳前に初診日がある場合は、本人の所得制限基準額を超えると支給が停止されることがあります。

※18 歳未満の子（障害のある子は 20 歳未満）がいる場合、加算があります。

●問い合わせ

＜初診日が国民年金第 1 号被保険者期間であるとき、または 20 歳前・60 歳以上 65 歳未満のとき＞

玉野市保険年金課 ☎32-5528

＜初診日が国民年金第 3 号被保険者（サラリーマンの配偶者等）期間であるとき＞

日本年金機構 岡山西年金事務所 お客様相談室

☎086-214-2163（音声案内のあと **1**→**2**を押す）

【障害厚生年金・障害共済年金】

厚生年金または共済年金加入期間に、初診日のある病気やケガによる障害を有している場合に障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金の障害者等級表に該当するときは、独自の障害厚生年金（３級）または障害手当金（一時金）が支給されます。

●対象者

障害の原因となった病気やケガの初診日において、厚生年金または共済年金の被保険者であった方で、障害基礎年金と同様の要件を満たしている方。

●年金の額（令和４年度）

- ・ １級 報酬比例の年金額×1.25＋配偶者の加給年金額（223,800 円）
- ・ ２級 報酬比例の年金額＋配偶者の加給年金額（223,800 円）
- ・ ３級 報酬比例の年金額（最低保障額：583,400 円）

※１級及び２級と認定された方には、国民年金の障害基礎年金も合わせて支給されます。

●問い合わせ

＜障害厚生年金＞ 日本年金機構 岡山西年金事務所 お客様相談室

☎086-214-2163（音声案内のあと $\boxed{1}$ → $\boxed{2}$ を押す）

＜障害共済年金＞ 各共済組合

【障害手当金（一時金）】

厚生年金の加入期間に初診日があり、納付要件を満たす方の病気やケガが、初診から５年以内に治癒し、３級よりやや軽い障害が残ったときに手当の対象となることがあります。

ただし、配偶者や子がいても加算はありません。

●問い合わせ 日本年金機構 岡山西年金事務所 お客様相談室

☎086-214-2163（音声案内のあと $\boxed{1}$ → $\boxed{2}$ を押す）

○障害者手帳と障害年金の関係について

障害者手帳と障害年金は、どちらも障害がある方の日常生活にとって大切なものですが、障害者手帳と障害年金では認定基準が異なり、障害者手帳を交付されている方が必ず障害年金を受給できるとは限りませんし、障害者手帳の交付を受けていなくても障害年金を受給できる場合があります。

【特別障害給付金】（平成 17 年 4 月 1 日施行）

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、福祉的措置として創設された制度です。

●対象者

次のいずれかに該当する者であって、国民年金法による障害基礎年金を受ける権利がない方に支給されます。

（１）平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生

（２）昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金 1 級、2 級相当の障害に該当する方。ただし、65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

●給付金の額（令和 4 年度）

・ 障害基礎年金 1 級相当に該当する方：月額 52,300 円

・ // 2 級相当に該当する方：月額 41,840 円

※ご本人の所得によっては、支給停止される場合があります。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。

※経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

※給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。

●問い合わせ 日本年金機構 岡山西年金事務所 お客様相談室

☎086-214-2163（音声案内のあと 1 → 2 を押す）

玉野市保険年金課 ☎32-5528

年金のご相談は。。

●日本年金機構 岡山西年金事務所

所在地：〒700-8572 岡山市北区昭和町 12-7

電話：086-214-2163

⇒ お客様相談室：最初の音声案内で1番の後、次の音声案内で2番

⇒ 国民年金課：最初の音声案内で2番の後、次の音声案内で2番

<出張相談のご案内>

岡山西年金事務所では、玉野市で予約制による出張相談を実施していますので、ぜひご利用ください。（ご利用は玉野市民に限ります。）

◆予約申込方法

◇年金相談のご予約は、相談希望日の1ヵ月前から電話または年金相談窓口でお受けしています。

◇ご予約の際は、相談者及び配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。

◆相談時間

◇玉野市 火曜日（月3回） 10:00 から 16:00 までのうち1人20分程度

（実施日は、広報たまの・玉野市ホム・ジ等で確認、またはお問い合わせ願います。）

◆予約専用電話

岡山西年金事務所 お客様相談室（市役所では予約できません）

電話：086-214-2163（音声案内のあと $\boxed{1}$ → $\boxed{2}$ を押す）

●岡山年金相談センター ※来訪相談専用のため、電話での相談は行っておりません。

所在地：〒700-0032 岡山市北区昭和町 4-55

●開庁日時（岡山西年金事務所・岡山年金相談センター共通）

<平日の通常時間>

・月曜日～金曜日（祝日は除く）：午前 8:30～午後 5:15

<夜間・休日の延長時間>

・毎週月曜日（第5月曜日は除く。祝日の場合は翌開庁日）：午後 5:15～午後 7:00

・毎月第2土曜日：午前 9:30～午後 4:00

※延長日は変更となる場合もありますので、事前にご確認の上来所ください。

※ご相談の際は、年金証書や年金手帳、マイナンバー、本人確認書類をご用意ください。

※代理の方が相談する時は委任状が必要です。詳しくはお問い合わせください。

●電話での年金相談：ねんきんダイヤル

電話：0570-05-1165

<受付時間>月曜日～金曜日（祝日は除く）：午前 8:30～午後 5:15

障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金が支給される、任意加入の制度です。

加入要件**(1) 保護者**

障害のある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族等）であって、次のすべての要件を満たしている方。

- ① 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
- ② 特別の疾病または障害がなく、健康状態である方。（健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります）
- ③ 障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

(2) 障害のある方

障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方（年齢不問）

- ① 身体障害者手帳1級～3級を所持している方
- ② 知的障害のある方
- ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、①または②と同程度の障害がある方

掛金額

掛金の額は、加入時の年度（口数追加の場合は口数追加時）の年度の4月1日現在の年齢に応じて決まります。

（一口あたり）

加入時の年齢	掛金月額
35歳未満	9,300 円
35歳以上～40歳未満	11,400 円
40歳以上～45歳未満	14,300 円
45歳以上～50歳未満	17,300 円
50歳以上～55歳未満	18,800 円
55歳以上～60歳未満	20,700 円
60歳以上～65歳未満	23,300 円

※平成20年4月1日より掛金が改正されているため、平成20年3月31日に以前に加入している方は現行の掛金とは金額が異なります。

※2口まで加入できます。

年金支給

加入者が障害のある方の生存中にお亡くなりになられたとき、または加入日以降の疾病や災害を原因として、重度障害状態に該当していると認められたときは、終身にわたり障害のある方に年金が支給されます。

1口あたり	月額 20,000 円
-------	-------------

- 申 請**
- ・加入等申込書
 - ・申込者（被保険者）告知書
 - ・年金管理者指定書（障害がある方が年金を管理することが困難なとき）
 - ・住民票の写し（申込者及び障害のある方それぞれ必要です）
 - ・障害の種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳・療育手帳・年金証書等）

- 手 続 き**
- このようなときはお手続きが必要です
 ※掛金が免除となっている加入者の方においても必要です。
- ・加入者の方がお亡くなりになられたとき、または重度障害状態に該当するとき
 - ・障害のある方がお亡くなりになられたとき
 - ・氏名、住所が変更されたとき
 - ・年金管理者の指定や変更があるとき
 - ・制度から脱退するとき

特別障害者手当

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎32-5556

障害が重複するなど、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。

対 象 者 20歳以上で、次の基準1～7の障害を重複して有する方、またはこれに準ずる程度の障害を有する方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする方

基 準

1	視力の良い方の目の視力が0.03以下のもの(ただし視力障害と視野障害のみは非該当)
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	

※これは対象となる障害程度の目安であり、ほかにも要件がございます。

手 当 額 月額 28,840 円（令和6年4月現在）
 （原則として、毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前3ヶ月分を支給します）

支 給 制 限 次のような場合には手当の支給を受けられません

- ・障害のある方が障害者支援施設、社会福祉入所施設等に入所しているとき
- ・障害のある方が病院または診療所等に継続して3ヶ月を超えて入院するに至ったとき
- ・本人及び扶養者の前年の所得が基準額を超えるとき

- 申 請**
- ・認定請求書
 - ・所得状況届
 - ・認定診断書
 - ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（交付されている方のみ）

- ・マイナンバー（本人および配偶者・扶養義務者のもの）
- ・障害のある方の年金額のわかるもの（源泉徴収票、年金支払通知、年金証書(写)、通帳 等）
- ・障害のある方本人名義の預金口座

障害児福祉手当

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎32-5556

精神または身体に重度の障害をもつ在宅の20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。

対 象 者 20歳未満の在宅の方で重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態で、次の基準1～10の障害が1つ以上あるか、またはこれに準ずる程度の障害を有する方

基 準

1	両側の視力の和が0.02以下の者
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿の2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害もしくは症状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	

※これは対象となる障害程度の目安であり、ほかにも要件がございます。

手 当 額 月額 15,690 円（令和6年4月現在）
（原則として、毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前3ヶ月分を支給します）

支 給 制 限 次のような場合には手当の支給を受けられません

- ・障害のある方が児童入所施設、社会福祉施設、病院等に入所・入院しているとき
- ・障害を支給事由とする公的給付を受けることができるとき
- ・本人及び扶養者の前年の所得が基準額を超えるとき

申 請

- ・認定請求書
- ・所得状況届
- ・認定診断書
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（交付されている方のみ）
- ・マイナンバー（本人および扶養義務者のもの）
- ・障害のある方本人（児童）名義の預金口座

児童福祉年金

【問い合わせ】 玉野市福祉政策課 こども家庭支援室 ☎32-5554

身体障害者手帳（1～6級）の交付を受けた者及び知的障害（IQ50以下）のある、20歳未満の障害のある方を扶養している保護者に支給されます。

特別児童扶養手当

【問い合わせ】 玉野市福祉政策課 こども家庭支援室 ☎32-5554

20歳未満の精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護している父母または養育者に対し、国がその児童の福祉の増進を図るために支給されます。

在宅重度心身障害者介護手当

【問い合わせ】 玉野市福祉政策課 ☎32-5556

20歳以上65歳未満で、常時介護を必要とする重度の身体・知的障害のある方を通算して6ヶ月以上自宅で常時介護している者に、介護手当を支給します。

- | | |
|----------------|---|
| 手 当 額 | 月額 4,000 円
(原則として、毎年4月、10月にそれぞれの前6ヶ月分を支給します。) |
| 申 請 | <ul style="list-style-type: none">・ 申請書・ 介護者名義の預金口座・ 印鑑 |
| 支 給 制 限 | 次のような場合には手当の支給を受けられません
<ul style="list-style-type: none">・ 福祉施設等に入所しているとき・ 病院または診療所に継続して1ヶ月を超えて入院しているとき |

4 医療

自立支援医療（更生医療）

[問い合わせ] 玉野市福祉政策課 ☎32-5556

身体に障害のある18歳以上の方で、手術等により障害部位の機能が改善し、日常生活能力、社会生活能力の回復向上を図るために必要な医療を、指定医療機関で受ける場合にその医療費が助成されます。

ただし、世帯の市民税課税状況等により対象外となることがあります。

対 象 者 身体障害者手帳を所持している18歳以上の方。
 ただし、身体障害者手帳に記載されていない障害の医療は対象となりません。
 ※次の①～⑤の障害に係る更生医療の申請の場合は、身体障害者手帳の申請と同時にまたは申請中に行うことができます。
 ①心臓機能障害 ②じん臓機能障害 ③小腸機能障害 ④免疫機能障害 ⑤肝臓機能障害

対象医療

障害内容	医療内容
視覚障害	白内障・・・水晶体摘出術、摘出後の人工レンズ埋め込み術 網膜剥離・・・網膜剥離手術（光凝固術） 眼球摘出後の組織充填、義眼胞埋術
聴覚障害 音声・言語・ そしゃく機能障害	外耳道閉鎖術・・・外耳道形成術、外耳道造設術 慢性中耳炎・・・鼓室形成術、人工鼓膜 感音性難聴・・・人工内耳埋込術 口蓋裂・兔唇・・・口蓋裂形成術、口唇裂形成術 唇顎口蓋裂の後遺症によるそしゃく機能障害・・・歯科矯正治療
肢体不自由	変形性関節症、慢性関節リウマチ・・・骨切り術、人工関節置換術、 機能訓練、治療用装具 不良切断端・・・・・・・・・・断端形成術
心臓機能障害	心室（心房）中隔欠損症・・・・・・・・心室（心房）中隔欠損閉鎖術 心臓弁膜症・・・・・・・・弁形成術、人工弁置換術 心筋梗塞、狭心症・・・・・・・・大動脈冠動脈バイパス術 洞不全症候群、完全房室ブロック・・・ペースメーカー植込術、 埋込型除細動器移植術 心臓移植、心臓移植術後免疫療法
じん臓機能障害	慢性腎不全・・・・・・・・人工透析、腎移植術、移植後の抗免疫療法、 腹膜透析導入時の訪問看護
肝臓機能障害	肝臓移植術、移植後の抗免疫療法
小腸機能障害	小腸機能全廃・・・・・・・・中心静脈栄養法及びそれに伴う合併症に対する医療
免疫機能障害	HIV感染者・・・・・・・・抗HIV療法、免疫調整療法、訪問看護 ＊合併症の予防及び治療はHIV感染によるものに限る

費用負担 原則、1割負担
 ただし、世帯の市民税課税状況等により自己負担上限額が設定されます。

自己負担上限額

所得区分	世帯の課税・収入の要件	上限額（月額）	
		①一般	②重度かつ継続
生保	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	市民税非課税世帯かつ受診者の年収が80万円以下	2,500円	2,500円
低所得2	市民税非課税世帯かつ受診者の年収が80万円を超える	5,000円	5,000円
中間所得1	市民税所得割3万3千円未満	医療保険の上限額 1割負担	
中間所得2	市民税所得割3万3千円以上 23万5千円未満		10,000円
一定所得以上	市民税所得割23万5千円以上	自立支援医療対象外	20,000円

（注）1. 市民税所得割・・・世帯の市民税所得割の課税額を合算した金額になります。

2. 一般・・・視覚障害（角膜移植）、聴覚障害（人工内耳）、肢体不自由（人工関節置換）、心臓機能障害（人工弁置換）の手術など、「重度かつ継続」の要件に該当しない場合。

重度かつ継続・・・じん臓機能障害（透析・腎移植）、小腸機能障害（中心静脈栄養法）、免疫機能障害の治療、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法）

3. 一定所得以上の「②重度かつ継続」認定については、令和9年3月31日までの経過措置です。

申請

- ・自立支援医療（更生医療）支給認定申請書
- ・判定票（診断書）等 ※障害区分ごとの詳細は下表のとおり
- ・身体障害者手帳（交付されている方のみ）
- ・健康保険証の写し
- ・特定疾病療養受療証の写し（人工透析を申請する方）
- ・同意書及び収入申告書
- ・年金証書または年金払込通知書等（市民税非課税で年金を受給している方のみ）
- ・マイナンバー（本人と同じ医療保険に加入している方全員のもの）

必要書類一覧

障害区分	判定票	医療費概算額算出票	心電図	判定方法	
				書類	来所※
心臓	○	○	○	○	
じん臓	○			○	
肝臓	○			○	
肢体不自由	○	○ ※治療材料の内訳表を添付			○ ※レントゲン持参
視覚	○	○		○	
聴覚	○	○			○
小腸	○	○		○	
免疫	○	○		○	

※更生相談所での来所判定が必要になります。

来所判定日

	判定日	受付
肢体不自由	毎月第1、2、4水曜日	12時～14時
聴覚障害	毎月第1金曜日	9時～11時

手 続 き

以下の場合には手続きを行ってください

項目	手続きに必要なもの
受給者証の紛失・破損	自立支援医療受給者証再交付申請書（更生医療） 現在お持ちの受給者証（破損の場合） マイナンバー
氏名・住所（市内の転居）の変更	自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療） マイナンバー
他県及び岡山県内の 市町村からの転入	自立支援医療（更生医療）支給認定申請書 同意書及び収入申告書 同意書 健康保険証の写し 現在お持ちの受給者証 マイナンバー
指定自立支援医療機関の変更	自立支援医療（更生）支給認定申請書 マイナンバー
医療保険の変更	自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療） 健康保険証の写し 現在お持ちの受給者証 マイナンバー

自立支援医療（育成医療）

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎32-5556

身体に障害を有する児童、またはこれらを放置すると将来障害を残すと認められる18歳未満の児童で、手術等により障害の改善が認められる場合にその医療費が助成されます。

ただし、世帯の市民税課税状況等により対象外となることがあります。

対 象 者

次の項目全てに該当する18歳未満の児童

- ・身体障害者福祉法第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有すること、

または既存する疾患が将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められること

- ・治療の結果、確実な治療効果が期待できること

障害種類

1. 肢体不自由によるもの
 2. 視覚障害によるもの
 3. 聴覚、平衡機能障害によるもの
 4. 音声、言語、そしゃく機能障害によるもの
 5. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸または肝臓の機能の障害によるもの
 6. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸または肝臓の機能の障害を除く先天性の内臓の機能の障害によるもの
 7. ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害によるもの
- ※内臓障害によるものについては、手術により将来生活能力を得る見込みのあるものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのものは除きます。

費用負担

原則、1割負担

ただし、世帯の市民税課税状況等により自己負担上限額が設定されます。

自己負担上限額

所得区分	世帯の課税・収入の要件	上限額（月額）	
		①一般	②重度かつ継続
生保	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	市民税非課税世帯かつ受診者の年収が80万円以下	2,500円	2,500円
低所得2	市民税非課税世帯かつ受診者の年収が80万円を超える	5,000円	5,000円
中間所得1	市民税所得割3万3千円未満	5,000円	
中間所得2	市民税所得割3万3千円以上23万5千円未満	10,000円	10,000円
一定所得以上	市民税所得割23万5千円以上	自立支援医療対象外	20,000円

（注）1. 市民税所得割・・・世帯の市民税所得割の課税額を合算した金額になります。

2. 「重度かつ継続」の対象範囲

①じん臓機能障害（透析・腎移植）、小腸機能障害（中心静脈栄養法）、免疫機能障害の治療、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

②医療保険の高額療養費で多数該当にあたる場合

「世帯」で申請日の属する月の前月から遡って過去12か月間に3回高額療養費に該当する診療を受け、その給付を受けた場合（申請者からの申請に基づき認定）

3. 中間所得1、2の「①一般」上限額については、令和9年3月31日までの経過措置です。

4. 一定所得以上の「②重度かつ継続」認定については、令和9年3月31日までの経過措置です。

申 請

- ・自立支援医療（育成医療）支給認定申請書
- ・自立支援医療（育成医療）意見書
- ・同意書及び収入申告書
- ・児童と同一の医療保険に加入している方全員の健康保険証の写し
- ・特定疾病療養受療証の写し（人工透析を申請する方のみ）
- ・年金証書または年金払込通知書等（市民税非課税で年金を受給している方のみ）
- ・マイナンバー（本人と同じ医療保険に加入している方のもの）

精神疾患の治療及び精神障害に付随する軽易な疾病のために必要な医療を指定医療機関に通院して受ける場合に、その医療費が助成されます。なお、入院の場合は対象になりません。

ただし、世帯の市民税課税状況等により対象外となることがあります。

対 象 者 精神疾患により治療を継続的に必要とする病状のある方

費用負担 原則、1割負担
ただし、世帯の市民税課税状況等により自己負担上限額が設定されます。

自己負担上限額

所得区分	世帯の課税・収入の要件	上限額（月額）	
		①一般	②重度かつ継続
生保	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	市民税非課税世帯かつ受診者の年収が80万円以下	2,500円	2,500円
低所得2	市民税非課税世帯かつ受診者の年収が80万円を超える	5,000円	5,000円
中間所得1	市民税所得割3万3千円未満	医療保険の上限額	
中間所得2	市民税所得割3万3千円以上23万5千円未満		10,000円
一定所得以上	市民税所得割23万5千円以上	自立支援医療対象外	20,000円

※「重度かつ継続」の対象範囲

- 次の疾患の方（ICD-10における分類）
 - ①認知症などの症状性を含む器質性精神障害（F0）
 - ②アルコール依存症などの精神作用物質使用による精神及び行動の障害（F1）
 - ③統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害（F2）
 - ④うつ病、躁うつ病などの気分障害（F3）
 - ⑤てんかん（G40）
- 3年以上の精神医療の経験を有する医師により、次の症状のため継続的な通院医療を要すると診断された方
 - ①情動及び行動の障害
 - ②不安及び不穏状態
- 医療保険多数該当者

- 申 請**
- ・自立支援医療（精神通院）支給認定申請書
 - ・診断書（精神通院医療用）
 - ・同意書及び収入申告書
 - ・健康保険証の写し（国民健康保険の場合は、同一記号番号全員の健康保険証の写し）
 - ・印鑑
 - ・年金証書または年金払込通知書等（市民税非課税で年金を受給している方のみ）
 - ・マイナンバー（本人と同じ医療保険に加入している方のもの）

更新手続 有効期限終了の3ヶ月前から更新（再認定）の手続きができます。
 なお、更新（再認定）に必要な書類は、上記「申請に必要なもの」と同じです。
 ただし、診断書は2年に1回の提出になります。

以下の場合には手続を行ってください

項目	手続に必要なもの
受給者証の紛失・破損	自立支援医療受給者証再交付申請書（精神通院） 現在お持ちの受給者証（破損の場合） 印鑑 マイナンバー
岡山県内の市町村からの転入 （市内の転居も含む）	自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院） 現在お持ちの受給者証 印鑑 マイナンバー
他県からの転入 （岡山市からの転入も含む）	自立支援医療（精神通院）支給認定申請書 自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院） 診断書（精神通院医療用）（有効期間が短い場合） 同意書及び収入申告書 同意書（診断書を提出した場合は不要） 健康保険証の写し 現在お持ちの受給者証 印鑑 マイナンバー
指定自立支援医療機関の変更	自立支援医療（精神通院）支給認定申請書 現在お持ちの受給者証 印鑑 マイナンバー
医療保険の変更 （所得区分に変更がないとき）	自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院） 健康保険証の写し 現在お持ちの受給者証 印鑑 マイナンバー
医療保険の変更 （所得区分に変更があるとき）	自立支援医療（精神通院）支給認定申請書 同意書及び収入申告書 健康保険証の写し 現在お持ちの受給者証 印鑑 マイナンバー

心身障害者（児）に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部が助成されます。ただし、所得制限により対象外となることがあります。

対 象 者 次の手帳の交付を受けている者。
 ①身体障害者手帳 1 級～2 級
 ②療育手帳 A
 ③身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B（中度）
 ※65 歳以上で新たに該当した方は、対象になりません。
 ※生活保護を受給している方は対象になりません。

費用負担 原則、1 割負担
 ただし、受給資格者の属する「世帯」の収入により認定された所得区分に応じて、自己負担限度額（月額）が設定されます。

自己負担上限額

所得区分		外来の限度額	外来＋入院の限度額	
一定以上	下記のいずれにも該当しない場合	44,400 円	80,100 円＋1%	
一般	「世帯」に属する世帯員に係る課税所得が 145 万円未満の場合	12,000 円	44,400 円	
低所得	Ⅱ 「世帯」に属するすべての世帯員が市町村民税所得割を課されていない場合	2,000 円	12,000 円	6,000 円
	Ⅰ 低所得Ⅱのうち、「世帯」に属するすべての世帯員について合計所得金額が 0 円の場合	1,000 円	6,000 円	3,000 円

※玉野市では低所得世帯の入院の限度額について市独自の軽減措置を実施しています。

※所得区分は毎年 7 月、前年の所得に応じて更新されます。

※医療保険の変更や住民票の世帯構成の変更等によって、年度途中でも変更される場合があります。（変更の手続きが必要です。）

申 請

- ・心身障害者医療費受給資格証（交付）申請書
- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・健康保険証の写し（本人と同じ保険に加入している方全員の健康保険証の写し）
- ・マイナンバー（本人と同じ世帯に属する方と同じ医療保険に加入する方のもの）

利用方法

- ・「心身障害者医療費受給資格証」と「健康保険証」を、受診する病院の窓口に必ず提示してください。
- ・療養費、県外の病院を受診したときは償還給付となります。

償還請求 医療費給付申請書に必要事項を記入し、領収書を添付して申請してください。

特定医療費（指定難病）助成制度

[問い合わせ] 備前保健所保健課 ☎086-272-3934

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病にかかっている方で、病態など一定の基準を満たす方に対して、医療費の負担軽減のため、特定医療受給者証を交付し、医療費の自己負担部分について公費負担を行います。

対 象 者 特定疾患治療研究事業対象疾患により、医療を受けている方

費用負担 医療費の自己負担分を所得に応じて公費で負担します。

申 請

- ・ 特定医療費（指定難病）支給認定申請書
- ・ 臨床調査個人票（医師の診断書）
- ・ 住民票
- ・ 健康保険証の写し
- ・ 市町村民税（非）課税証明書等の課税状況を確認できる書類

窓 口 〒703-8278 岡山市中区古京町 1-1-7 備前保健所保健課

連 絡 先 電話（086）272-3934

後期高齢者医療

[問い合わせ] 玉野市保険年金課 ☎32-5528

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく医療で、一般の方は満 75 歳から適用になりますが、一定の障害のある方は満 65 歳から適用されます。

5 障害福祉サービス

障害福祉サービス

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎32-5556

①障害者総合支援法について

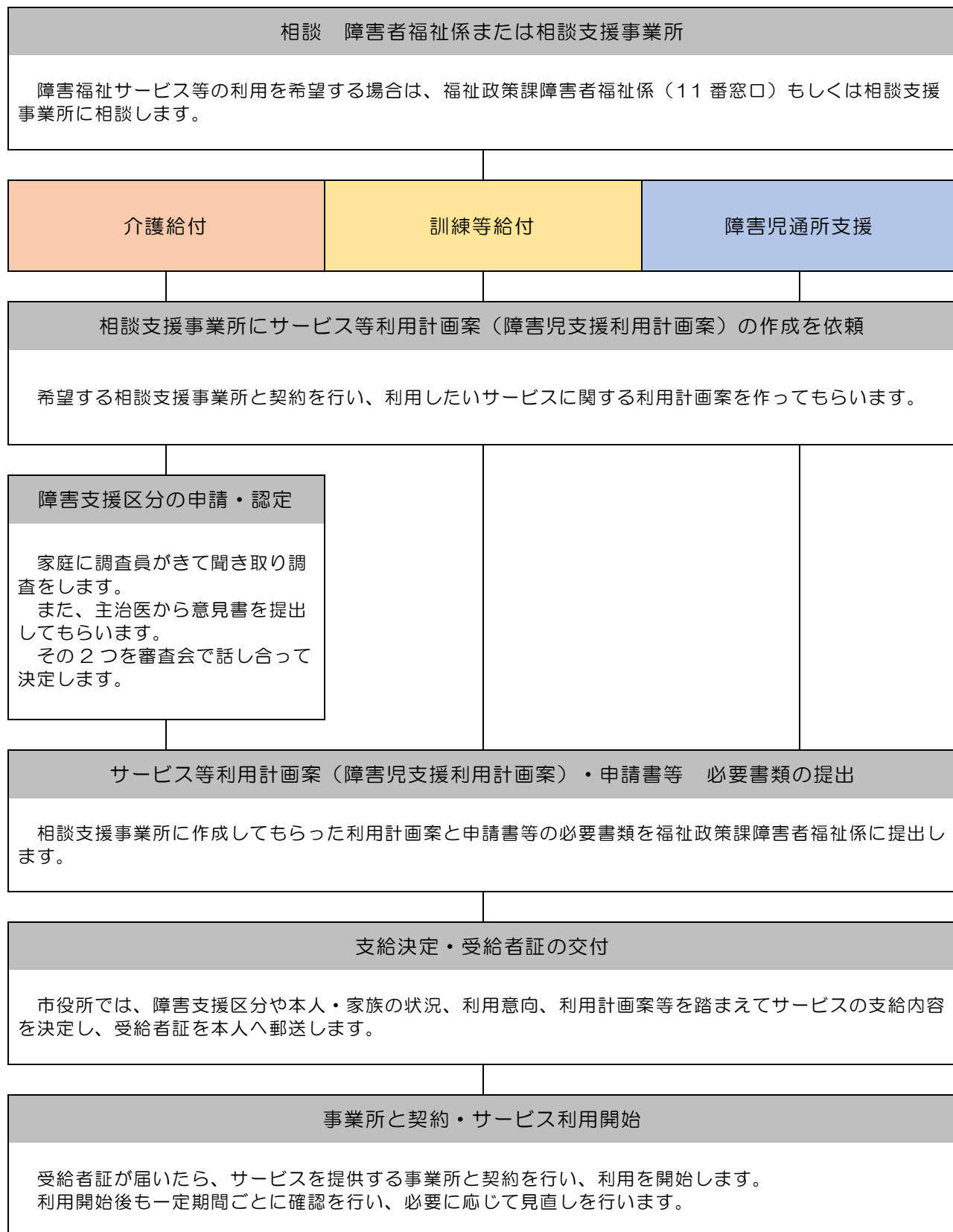
平成 25 年 4 月から、「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正されました。

障害者総合支援法では、サービスや公費負担医療などを提供することにより、障害の有無にかかわらず、すべての方が互いに人格と個性を尊重し、安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域社会における共生の実現を総合的に支援していきます。

②障害者総合支援法のサービス体系

自立支援給付		地域生活支援事業
介護給付	・ 居宅介護（ホームヘルプ） ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所（ショートステイ） ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 施設入所支援 ・ 重度障害者等包括支援	・ 相談支援事業 ・ 意思疎通支援事業 ・ 日常生活用具給付等事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター事業 ・ 福祉ホーム事業 ・ 日中一時支援事業 ・ 社会参加支援事業
訓練等給付	・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・ 自立生活援助 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A・B） ・ 就労定着支援 ・ 共同生活援助（グループホーム）	
自立支援医療	・ 更生医療 ・ 育成医療 ・ 精神通院医療	障害児通所支援（児童福祉法） ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援
補装具		
地域相談支援	・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援	
計画相談支援		

③障害福祉サービス等の利用手続き



④指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所一覧

指定特定相談支援事業所（18歳以上が対象）

事業所名	所在地・連絡先	対象者
相談支援事業所のぞみ	玉野市木目１４６１番地 (０８６３) ７１－０１１０	身体的
地域相談支援センター こころの里	玉野市宇野１丁目８番８号 (０８６３) ３３－５１５１	精神

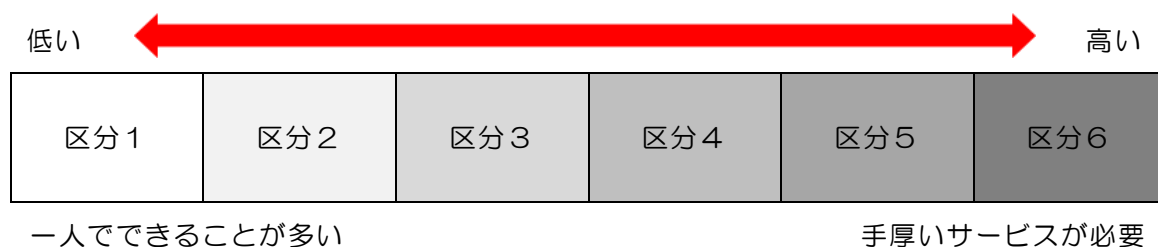
指定障害児相談支援事業所（18歳未満が対象）

事業所名	所在地・連絡先	対象者
玉野市 児童発達支援センター	玉野市用吉１１８６番地１ ０９０－４５７９－１４００	児童
相談支援事業所Ｌａｕ	玉野市西田井地２２７８番地８ ０９０－２３１１－７８６８	児童

⑤障害支援区分について

障害支援区分は障害福祉サービスの利用をするときに必要になります。家庭に調査員がきて聞き取り調査をします。また、主治医から意見書を提出してもらいます。その2つを審査会で話し合っ
て決定します。

障害児の場合は、就学児（乳幼児等）サポート調査・給付決定児調査 調査票により、相当する支援の度合いを算定します。



⑥障害福祉サービスの内容

在宅で訪問を受けたり、施設（事業所）通所などで利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。利用希望のサービスが「介護給付」の場合は、障害支援区分が必要になります。（ただし、障害児は除きます。）

区

障害支援区分が必要なサービス

児

満 18 歳に満たない身体障害、知的障害、精神障害のある児童

者

満 18 歳以上の身体障害、知的障害、精神障害のある者

◎相談支援

給付の種類	サービス名称	対象者	内 容
相談支援	地域移行支援	者	障害者施設等に入所又は精神科病院に入院している方が地域生活へ移行するために、住居の確保等の相談や支援を行います。
	地域定着支援	者	居宅にて単身生活する方について、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談や支援を行います。
	計画相談支援	児 者	障害福祉サービスを利用する方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。また、定期的に利用状況の確認及び内容の見直し（モニタリング）を行います。
	障害児相談支援	児	障害児通所支援を利用する児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。また、定期的に利用状況の確認及び内容の見直し（モニタリング）を行います。

◎障害児通所支援

支援の種類	支援名称	対象者	内 容
障害児通所支援	児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	児	生活能力の向上のために必要な訓練、社会の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	児	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	児	重症心身障害児など重度の障害児で、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが難しい障害児の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能を身につけるための支援を行います。

◎日中活動系サービス

給付の種類	サービス名称	対象者	内 容
区 介護 給 付	療養介護	者	重度の障害者等が医療機関で療養上の管理、看護、日常生活の手伝いを受けることができます。
	生活介護	者	常に介護を必要とする人が、施設で日中活動の支援を受けることができます。
訓練等 給 付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	者	一定の期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けることができます。
	就労移行支援	者	一般企業等へ就労するための訓練を受けることができます。
	自立生活援助	者	一人暮らしをしている障害者に対し、定期的な巡回訪問や必要な情報提供・助言等の支援を一体的に行います。
	就労継続支援(A・B)	者	一般企業での就労困難者が、知識や能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。
	就労定着支援	者	一般就労に伴う環境の変化で生じる問題に対応し、長く就労できるようにサポートを受けることができます。

◎居住系サービス

給付の種類	サービス名称	対象者	内 容
区 介護 給 付	施設入所支援	者	日常生活の手伝いを受けながら施設で暮らすことができます。
訓練等 給 付	共同生活援助(グループホーム)	者	共同生活を行う住居で、日常生活の手伝いを受けることができます。
区 介護 給 付	短期入所(ショートステイ)	児 者	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所することができます。

◎訪問系サービス

給付の種類	サービス名称	対象者	内 容
区 介護 給 付	居宅介護(ホームヘルプ)	児 者	ヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の手伝いをします。
	重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者または重度の知的障害者もしくは精神障害者に、ヘルパーが自宅で、日常生活や外出の手伝いをします。
	行動援護	児 者	重度の知的障害者等が行動(外出)するときに、ヘルパーが支援します。
	同行援護	児 者	視覚障害者の、移動の援護や移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)等の外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	児 者	介護の必要性が高い人が、居宅介護等複数のサービスを包括的に使えます。

(1) 月ごとの利用者負担上限額

利用者負担については、利用したサービスの原則 1 割の定率負担となります。ただし、所得区分に応じて負担上限額が設定されています。

所得区分		障害児	障害者
生活保護世帯		0 円	0 円
低所得(市民税非課税世帯)			
一般 1	市民税課税世帯	4,600 円 ※所得割 28 万円未満 ※通所支援利用の場合	9,300 円 ※所得割 16 万円未満 ※入所施設利用を除く
		9,300 円 ※所得割 28 万円未満 ※入所施設利用の場合	
一般 2	上記以外	37,200 円	37,200 円

(2) 高額障害福祉サービス費（世帯での所得区分別負担上限）

- ・ 障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険の負担額も含む）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。
- ・ 障害児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます。

(3) 食事費等の負担軽減措置

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定し、それを基準に補足給付を行います。

(4) 生活保護への移行防止の負担軽減措置

上記の負担軽減策を講じても、定率負担や食事等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

玉野市内の指定サービス事業所一覧

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎32-5556

居宅介護（ホームヘルプ）

事業所名	所在地	電話番号
ルネサンス	八浜町八浜 1330-20	51-3721
サンキ・ウエルビー介護センター荘内	迫間 2074-1 ミヤテックスビル 203 号	71-6311
アール・ケア ホームヘルプステーション・アスト中央	東高崎 24-8	73-5090
玉野ホームヘルプステーション社協	田井 5-22-1	31-5601
いこい荘 障害者等居宅介護等事業	長尾 1578-2	73-9100
まごころサービス倉敷	田井 3-12-18	31-6640
きらめきホームヘルプステーション	東紅陽台 1-19-248	71-6567
訪問介護事業所 Links	田井 1 丁目 9 番 9 号 ディアス・プエンテ B102 号室	33-1988

重度訪問介護

事業所名	所在地	電話番号
サンキ・ウエルビー介護センター荘内	迫間 2074-1 ミヤテックスビル 203 号	71-6311
アール・ケア ホームヘルプステーション・アスト中央	東高崎 24-8	73-5090
玉野ホームヘルプステーション社協	田井 5-22-1	31-5601
いこい荘 障害者等居宅介護等事業	長尾 1578-2	73-9100
まごころサービス倉敷	田井 3-12-18	31-6640
きらめきホームヘルプステーション	東紅陽台 1-19-248	71-6567
ルネサンス	八浜町八浜 1330-20	51-3721
訪問介護事業所 Links	田井 1 丁目 9 番 9 号 ディアス・プエンテ B102 号室	33-1988

行動援護

事業所名	所在地	電話番号
きらめきホームヘルプステーション	東紅陽台 1-19-248	71-6567

同行援護

事業所名	所在地	電話番号
玉野ホームヘルプステーション社協	田井 5-22-1	31-5601
まごころサービス倉敷	田井 3-12-18	31-6640

短期入所（ショートステイ）

事業所名	所在地	電話番号
ショートステイあかつき	山田 3268-5	43-9055
短期入所事業所 のぞみ園	木目 1461	71-0110
玉野スマイルタウン グループホーム つばめ苑短期入所事業所	田井 6-8-1	31-9711
ショートステイL a u	田井 5-21-11	33-1257

生活介護

事業所名	所在地	電話番号
玉野スマイルタウン ケアセンターひばり	田井 6-8-1	31-9711
障害者支援施設のぞみ園	木目 1461	71-0110
なないろ	山田 919-1	41-3811
グレイス	木目 1461	71-0110
ばべの森	八浜町波知 186	23-4177
ケアサポートL a u	田井 5-21-11	33-1257
ルネサンス	八浜町八浜 1330-20	51-3721

施設入所支援

事業所名	所在地	電話番号
障害者支援施設のぞみ園	木目 1461	71-0110

自立訓練（生活訓練）

事業所名	所在地	電話番号
Little Plus（リトル プラス）	宇野 7-24-1	23-4020

就労継続支援A型

事業所名	所在地	電話番号
娜の虹	迫間 973	71-4300
クローバー	用吉 1750-11	23-4680

就労継続支援B型

事業所名	所在地	電話番号
ほくと	胸上 728	41-3380
ハレルヤ	胸上 725	41-3228
虹	迫間 430-2	55-4430
フクちゃんのパン屋さん	長尾 184-5	23-4780
ここ・からワークスタマの	築港 1-10-10	33-1122
ばべの森	東紅陽台 2-19-257	23-4177
セルフうどん にじいろ	宇野 4-9-6	32-3660

共同生活援助（グループホーム）

事業所名	所在地	電話番号
共同生活事業所 のぞみホーム	木目 1461	71-0110
グループホームあかつき 宇野	宇野 1-30-3	31-0006
グループホームあかつき 山田	山田 3268-5	43-9055
グループホームあかつき 田井	田井 3-3-25	23-4012
玉野スマイルタウン グループホームつばめ苑	田井 6-8-1	31-9711

地域移行支援

事業所名	所在地	電話番号
相談支援事業所 のぞみ	木目 1461	71-0110

地域定着支援

事業所名	所在地	電話番号
相談支援事業所 のぞみ	木目 1461	71-0110

児童発達支援

事業所名	所在地	電話番号
玉野市児童発達支援センター	用吉 1186-1	71-0600
ほっぴあっぷ	長尾 121-3	71-5150
ニコたま	宇野 1-34-10	33-3335
Lau キッズ	西田井地 2278-8	33-3765
ふらっと	用吉 1767	33-0306 090-5361-9330

放課後等デイサービス

事業所名	所在地	電話番号
玉野市児童発達支援センター	用吉 1186-1	71-0600
こだまクラブ	木目 1282-2	33-3717
いちばん星	御崎 2-12-47	81-1155
ふらっと	用吉 1767	33-0306 090-5361-9330

保育所等訪問支援

事業所名	所在地	電話番号
玉野市児童発達支援センター	用吉 1186-1	71-0600

6 地域生活支援事業

障害のある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を身近な地域で営むことができるように、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な事業を行います。

地域活動支援センター

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎32-5556

通所して、日中活動（創作的活動や生産活動）を行う施設で、Ⅰ型からⅢ型までの3つのタイプがあります。詳細につきましては、各地域活動支援センターにお問い合わせください。

地域活動支援センターⅠ型

専門職員を配置し、日中活動の場の提供や相談支援事業を行っています。また、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業をしています。

対 象 者 精神障害のある方及びその家族
利 用 料 原則無料（※食費等は自己負担）
連 絡 先

事業所名	所在地	電話番号
地域活動支援センター こころの里	宇野 1-8-8	33-5151

地域活動支援センターⅡ型



…障害支援区分が必要

地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある方に対して、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを提供しています。

対 象 者 地域活動支援センターⅡ型の支給決定を受けた障害者
 ※介護保険対象者を除く

利 用 料 1割負担
 ※ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は利用料が免除になります。
 ※食費等の実費負担があります。

区分等	4 時間以下	4 時間超
区分 A（障害支援区分 5、6 相当の方）	340 円	520 円
区分 B（障害支援区分 3、4 相当の方）	310 円	470 円
区分 C（障害程度区分 2 相当以下の方）	280 円	420 円
入浴の提供を受けたとき	40 円加算	
送迎の提供を受けたとき（片道）	40 円加算	

連 絡 先

事業所名	所在地	電話番号
地域活動支援センター こだま	木目 1280-1	73-5018
デイサービスセンター プルミエ岡山	岡山市南区北浦 100 番地	086-267-2323

地域活動支援センターⅢ型

通所により、創作的活動や生産活動などの日中活動を行います。

対 象 者 地域活動支援センターⅢ型の支給決定を受けた障害者

利 用 料 原則無料（※食費等は自己負担）

連 絡 先

事業所名	所在地	電話番号
しらす工房	奥玉 1-18-5	31-7571
ほほえみ作業所	奥玉 1-18-5	32-3840
同舟の園	番田 2576-1	66-5179

移動支援事業

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎32-5556

社会参加を目的とした外出時等の移動を支援します。

対 象 者 次の対象者のうち、移動支援の支給を受けた障害者（児）
 全身性障害者（児）、視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）
 ※介護保険対象者を除く（視覚障害者で、介護保険サービスにないものは給付可能）

利 用 料 1割負担
 ※ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は利用料が免除になります。
 ※移動にかかる実費等は自己負担

	身体介護を伴う場合		身体介護を伴わない場合
	身体障害	知的・精神障害	
1時間につき	240円	280円	180円

申 請

- ・地域生活支援事業サービス利用申請書
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

事 業 所

事業所名	所在地	電話番号
まごころサービス倉敷	田井 3-12-18	31-6640
玉野ホームヘルプステーション社協	田井 5-22-1	31-7723
ルネサンスヘルパーステーション	八浜町八浜 1237-19	51-3721
いこい荘 障害者等居宅介護等事業	長尾 1578-2	71-0056
サンキ・ウェルビー介護センター荘内	迫間 2074-1	71-6311
わくわくサポートセンター	岡山市北区花尻ききょう町 14-108	086-255-8483
共助グループ 喫茶去居宅介護事業所	岡山市北区宿 230-2	086-227-3455
有限会社 クレヨン	岡山市北区宿 423-5	086-228-2815
うさぎ介護サービス	岡山市北区中仙道 60-117	086-805-6630

岡山南障害者地域生活支援センター 「パンフルート」	岡山市南区福富西 1-14-21	086-261-9660
移動支援所 ホウメイ	岡山市南区当新田 379-18	086-250-9230
ひまわりケアステーション	岡山市南区藤田 564-134	086-296-0170
ヘルパーステーションきずな	倉敷市浜ノ茶屋 2丁目 4-3	086-430-3001
PPPエスコート！	倉敷市水島相生町 16-6	086-441-0034
キープきずなヘルパーステーション	総社市中央 2-5-115	080-1908-2600
ヘルパーステーション スマイルせとうち	瀬戸内市長船町土師 147-1	0869-24-8881
サンキ・ウエルビー介護センター山陽	赤磐市下市 436-3	0869-56-1451

日中一時支援事業（日中型）区

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎32-5556

在宅の障害者（児）の日中における活動の場を確保し、障害者（児）の家族の就労支援及び障害者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのものです。

具体的な内容は、施設等において日中、障害者（児）に活動の場を提供し、見守りや日常生活における簡易な指導、レクリエーション等社会に適應するために必要な訓練及び見守り等を行うものです。

対 象 者 日中一時支援事業（日中型）の支給決定を受けた在宅の障害者（児）
※介護保険対象者を除く

利 用 料 1割負担
※ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は利用料が免除になります。

区分等	4 時間以下	4 時間超
区分 A（障害支援区分 5、6 相当の方）	300 円	440 円
区分 B（障害支援区分 3、4 相当の方）	270 円	400 円
区分 C（障害程度区分 2 相当以下の方）	230 円	350 円
送迎の提供を受けたとき（片道）	40 円加算	

申 請

- ・地域生活支援事業サービス利用申請書
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、医師意見書のうちいずれか1つ

日中一時支援（日中型）事業所

事業所名	所在地	電話番号
地域活動支援センターこだま	木目 1280-1	73-5018
いちばん星	御崎 2-12-47	81-1155
おひさまあそびプラス	築港 2-13-18 ルバ-コト1階	33-6701
いづみ寮	岡山市北区中原 664-1 先	086-275-1816
デイサービスセンターハッピークラブ	岡山市北区撫川 440-1	086-903-3001
キッズハウス いちご	岡山市中区平井 4-15-12	086-276-8550
日中一時支援事業所 デイサポート まる	岡山市南区彦崎 2914	086-259-3110
デイサポート Lau	岡山市南区西紅陽台 2-58-418	070-1775-5115
日中一時支援事業所 ホウメイ	岡山市南区当新田 379-18	086-250-9230
泉の園日中一時支援事業所	岡山市南区浦安本町 190	086-264-2882
ひまわりケアステーション	岡山市南区藤田 564-134	086-296-0170
晴る日 藤田事業所	岡山市南区藤田 724-16	086-250-2089
日中一時支援 うえまつ	岡山市南区植松 312-6	086-486-3640
チャーム	倉敷市児島赤崎 4 丁目 5-28-5	080-6347-0039
PPPBB フリーダム！	倉敷市福田町福田 2122-1	086-476-8582
PPPヒマワリ！児島	倉敷市児島味野 1-15-1	086-441-5515
PPPプラットフォーム！児島	倉敷市林 1 138	086-485-5775
日中一時支援事業所 そらふね	倉敷市茶屋町 167-6	086-454-8336
王慈療護園	倉敷市児島下の町 2-12-24	086-474-9911
Mikatana	瀬戸内市牛窓町牛窓 3274	086-924-8091

日中一時支援事業（タイムケア型） 【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎32-5556

在宅の障害児の放課後対策など、主に障害者（児）の家族の就労等を支援するものです。

具体的な内容は、障害者（児）等に活動の場を確保し、社会に適應するための日常的な訓練及び見守り等を行うものです。

対 象 者 日中一時支援事業（タイムケア型）の支給決定を受けた在宅の障害者（児）
※介護保険対象者を除く

利 用 料 1 割負担
※ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は利用料が免除になります。
(単位：1 時間／円)

区分 A（障害支援区分 5、6 相当の方）	130 円
区分 B（障害支援区分 3、4 相当の方）	110 円
区分 C（障害程度区分 2 相当以下の方）	90 円
送迎の提供を受けたとき（片道）	40 円加算

申 請

- ・地域生活支援事業サービス利用申請書
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、医師意見書のうちいずれか1つ

日中一時支援（タイムケア型）事業所

事業所名	所在地	電話番号
地域活動支援センター こだま	木目 1280-1	73-5018
いちばん星	御崎 2-12-47	81-1155
おひさまあそびプラス	築港 2-13-18 ルパ-コト 1 階	33-6701
デイサービスセンターハッピークラブ	岡山市北区撫川 440-1	086-903-3001
キッズハウス いちご	岡山市中区平井 4-15-12	086-276-8550
日中一時支援事業所 デイサポート まる	岡山市南区彦崎 2914	086-259-3110
デイサポート Lau	岡山市南区西紅陽台 2-58-418	086-236-8367
日中一時支援事業所 ホウメイ	岡山市南区当新田 379-18	086-250-9230
泉の園日中一時支援事業所	岡山市南区浦安本町 190	086-264-2882
ひまわりケアステーション	岡山市南区藤田 564-134	086-296-0170
晴る日 藤田事業所	岡山市南区藤田 724-16	086-250-2089
日中一時支援 うえまつ	岡山市南区植松 312-6	086-486-3640
ほけっと	倉敷市藤戸町藤戸 1406-6	086-420-2335
ひだまりいろ	倉敷市藤戸町藤戸 1620-3	086-420-0770
チャーム	倉敷市児島赤崎 4 丁目 5-28-5	080-6347-0039
PPPBB フリーダム！	倉敷市福田町福田 2122-1	086-476-8582
PPPヒマワリ！児島	倉敷市児島味野 1-15-1	086-441-5515
PPPプラットフォーム！児島	倉敷市林 1138	086-485-5775
日中一時支援事業所 そらふね	倉敷市茶屋町 167-6	086-454-8336
王慈療護園	倉敷市児島下の町 2-12-24	086-474-9911
Mikatana	瀬戸内市牛窓町牛窓 3274	086-924-8091

地域生活支援事業には次のようなものもあります。

事業名	内容	掲載頁
相談支援事業	障害のある方や保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な支援を行います。	P.30 P.32 P.37
日常生活用具給付等事業	重度障害のある方等に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付や住宅を改修する場合の費用の一部を助成します。	P.46
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等に、手話通訳者及び要約筆記者の派遣などを行います。	P.52
社会参加支援事業	スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害のある方の社会参加を促進することを目的としています。具体的には、障害者スポーツ大会の開催、声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成事業等があります。	P.52 P.62
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方を対象に費用を助成します。	P.53

7 福祉用具の支援

補装具費の給付

[問い合わせ] 玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

身体上の障害を補って日常生活や職業生活をしやすくするために必要な用具の購入または、修理にかかる費用を支給します。

対 象 者 市内に住所を有する身体障害者手帳をお持ちの方
 （補装具に対応する障害名が手帳に記載されている必要があります。）
 ※難病患者の方で手帳を持っていない場合でも、診断書または特定疾患医療受給者証があれば、障害の程度によって補装具の支給を受けられる場合があります。

費 用 負 担 原則、1割負担（上限額あり）
 ※市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）は利用者負担額 0円
 ※世帯員のうち市民税所得割が、46万円以上の方がいる場合は、補装具費支給の対象外となります。（対象者が18歳未満の児童の場合を除く）

世 帯 範 囲

18歳以上	障害者とその配偶者
18歳未満	保護者の属する住民基本台帳での世帯

装 具 種 目

障害種別	補装具の種類
肢体不自由障害	義手、義足、下肢装具、体幹装具、上肢装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本杖を除く）
障害児のみ対象	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器

※車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本杖を除く）については、介護保険制度が優先となります。また他制度が利用できる場合は他制度優先となります。

申 請

- 補装具費（購入・修理）申請書
- 補装具の購入及び修理に係る見積書
- 身体障害者手帳
- マイナンバー
- 【購入の場合】
 - 〈18歳以上〉岡山県身体障害者更生相談所の判定または指定医療機関の医師の意見書
 ※補装具の種類等によって異なります。詳細はご相談ください。
 - 〈18歳未満〉指定医療機関の医師の意見書
- 【難病患者の場合】
 - 診断書または特定医療費（指定難病）受給者証
 - 難病患者等調査書

※申請・決定前に購入、修理したものは、支給対象になりません。
 ※購入、修理事業者につきましては、玉野市が契約しているものに限りしますので、ご相談ください。

難聴児補聴器等購入費等助成制度

[問い合わせ] 玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴のある子どもを対象に、補聴器または補聴援助システムの購入費の一部を助成します。

対 象 者 市内在住の両耳の聴力レベルが30デシベル以上（医師が補聴器等の装用の必要を認めた場合にあっては30デシベル未満）で、身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の難聴児
※世帯員のうち、市民税所得割が46万円以上の方がいる場合は、助成の対象外となります。

助 成 内 容 新規及び更新の補聴器等購入費の3分の2
※ただし、下記の表の基準価格を限度額とします。更新の場合は、原則として前回購入日から5年経過後とします。

補聴器等の種類		1台当たりの 基準価格	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型		43,200円	原則5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型		52,900円	
高度難聴用ポケット型		43,200円	
高度難聴用耳かけ型		52,900円	
重度難聴用ポケット型		64,800円	
重度難聴用耳かけ型		76,300円	
耳あな型（レディメイド）		87,000円	
耳あな型（オーダーメイド）		137,000円	
骨導式ポケット型		70,100円	
骨導式眼鏡型		127,200円	
補聴援助 システム (FM型またはデジタル型)	送信機	98,000円	
	受信機	80,000円	
	オーディオチュー	5,000円	

申 請

- ・難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書
- ・難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書
- ・身体障害者手帳交付にかかる却下決定通知書の写し（身体障害者手帳の交付の対象となる可能性のある難聴児のみ）
- ・意見書の処方に基づき、認定補聴器専門店（公益財団法人テクノエイド協会認定）が作成した見積書
- ・対象児の属する世帯全員の所得証明書（玉野市で確認できる方は省略可）

※購入前に申請の手続きが必要です。
※身体障害者手帳の対象となる場合は、補聴器は補装具費で支給されます。

在宅の障害のある方が日常生活をより円滑に行えるよう必要に応じ、日常生活用具を給付または貸与（市民税所得割非課税世帯の方）しています。

費用負担 原則、1割負担

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する方は、1割負担部分については免除されます。
※基準額を超過した部分は、課税状況にかかわらず本人の負担となります。

対象者 市内に住所を有する在宅の障害のある方（難病患者等を含む）

※ただし、頭部保護帽（オーダーメイドに限る）、人工喉頭及び排泄管理支援用具は、玉野市が援護を実施している施設入所者であっても対象とします。

申請

- ・日常生活用具給付・貸与申請書
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または特定医療費（指定難病）受給者証
- ・給付・貸与を希望する品目の見積書・カタログ（パンフレット）
- ・医師の意見書（必要な場合）

対象品目（ 介護保険が優先されます。）

品 目	対 象 者	基準額
特殊寝台	①下肢または体幹機能障害2級以上（学齢児以上） ②寝たきり状態の難病患者等	154,000 円
体位変換器	①下肢または体幹機能障害2級以上（学齢児以上） ②寝たきり状態の難病患者等	15,000 円
収尿器	下肢または体幹機能障害2級以上（学齢児以上）	男性普通 7,700 円 簡易 5,700 円 女性普通 8,500 円 簡易 5,900 円
移動用リフト	①下肢または体幹機能障害2級以上（3歳以上） ②下肢または体幹機能に障害のある難病患者等（3歳以上）	159,200 円
入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上（3歳以上）	82,400 円
特殊マット	①下肢または体幹機能障害2級以上 ②重度の知的障害のある方（3歳児以上） ③寝たきり状態の難病患者等	19,600 円
特殊尿器	①下肢または体幹機能障害1級以上（学齢児以上） ②自力で排尿できない難病患者等	67,000 円
訓練用ベッド	下肢または体幹機能障害がある難病患者等	159,200 円
入浴補助用具	①下肢または体幹機能障害3級以上（3歳以上） ②入浴に介助を必要とする難病患者等	90,000 円
便器	①下肢または体幹機能障害2級以上（学齢児以上） ②常時介助を必要とする難病患者等	18,500 円
T字状・棒状のつえ	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害3級以上	木材 2,200 円 軽金属 3,300 円

品 目	対 象 者	基準額
移動・移乗支援用具	①平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害 2 級以上 (3 歳以上) ②下肢が不自由な難病患者等	60,000 円
頭部保護帽	①平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害 2 級以上 ②重度の知的障害のある方 ③精神障害のある方	A 15,200 円 B 36,750 円
特殊便器	①上肢障害 2 級以上 (学齢児以上) ②重度の知的障害のある方 (学齢児以上) ③上肢機能に障害のある難病患者等	151,200 円
火災警報器	重度の身体、知的障害のある方のみの世帯及びこれに準ずる世帯	15,500 円
自動消火器	重度の身体、知的障害のある方または火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700 円
電磁調理器	視覚障害 2 級以上または重度の知的障害のある方のみの世帯及びこれに準ずる世帯	41,000 円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上 (学齢児以上)	7,000 円
聴覚障害用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯	87,400 円
透析液加温器	じん臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う方 (3 歳以上)	51,500 円
ネブライザー (吸入器)	①呼吸器機能障害 3 級以上または同程度の障害で、必要と認められる方	36,000 円
電気式たん吸引器	②呼吸器機能に障害のある難病患者等	56,400 円
吸入器付吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上または同程度の障害で、必要と認められる方	69,000 円
酸素ポンプ運搬車	在宅酸素療法者	17,000 円
盲人用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯	9,000 円
盲人用体重計		18,000 円
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着を必要とする難病患者等	157,500 円
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害または重度の肢体不自由であって、発声発語に著しい障害を有する方 (学齢児以上)	98,800 円
情報・通信支援用具	上肢または視覚障害 3 級以上で当該用具を接続し、使用し得るパソコン本体を所持する方 (学齢児以上)	(点字ディスプレイ・点字プリンターを含む場合 300,000 円)
点字ディスプレイ・点字プリンター	視覚障害 2 級以上で当該用具を接続し、使用し得るパソコン本体を所持する方 (学齢児以上)	

品 目	対 象 者	基準額
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上で、就労、就学している方または就労が見込まれる方	63,100 円
点字器（標準用）	視覚障害 2 級以上（学齢児以上）	金属製 10,400 円 プラスチック製 6,600 円
点字器（携帯用）	視覚障害 2 級以上（学齢児以上）	金属製 7,200 円 プラスチック製 1,650 円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上（学齢児以上）	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円
視覚障害者用活字文書読上装置	視覚障害 2 級以上（学齢児以上）	99,800 円
盲人用時計	視覚障害 2 級以上（学齢児以上）	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害のある方であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方（学齢児以上）	198,000 円
聴覚障害者用通信装置	①聴覚障害 3 級以上（学齢児以上） ②音声言語障害の方（学齢児以上）	34,000 円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害 2 級以上（学齢児以上）	88,900 円
人工喉頭（電池・充電器込）	喉頭摘出者（学齢児以上）	70,100 円
福祉電話	所得税非課税世帯で、聴覚障害または外出困難な重度の身体障害のある方のみの世帯及びこれに準ずる世帯	21,000 円
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害のある方（学齢児以上）	年間 6 タイトルまたは 24 巻（辞書等は除く）まで
人工内耳用電池	聴覚障害のある方であって、人工内耳を装用している方 ※空気電池と専用充電電池・専用充電器の併給はできません。	空気電池 2,000 円 専用充電電池 7,650 円 専用充電器 12,600 円
ストーマ装置	直腸または膀胱障害でストーマを設けている方（3 歳以上）	消化器系 9,000 円 尿路系 12,000 円
紙おむつ	高度の排便、排尿機能障害のある方、脳原性運動機能障害かつ意思表示が困難な方（3 歳以上）	13,000 円
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	①下肢、体幹機能障害または乳幼児期非進行性の脳病変の障害 3 級以上（学齢児以上） ②下肢、体幹機能に障害のある難病患者等 ※詳しくは、P.51 をご覧ください。	533,000 円

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

[問い合わせ] 玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

在宅の小児慢性特定疾病児童の方が日常生活をより円滑に行えるよう、必要に応じて日常生活用具を給付しています。ただし、障害者総合支援法等他の施策の対象となる方はそちらが優先となります。

費用負担 費用負担基準により一部または全部負担
対象者 市内に住所を有する小児慢性特定疾病児童
 ※児童福祉法（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く）、及び障害のある方で総合支援法の施策の対象とならない方

用具の種類	対象者	性能
便器	常時介助を要する方	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）
特殊マット	寝たきりの状態の方	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの
特殊寝台	寝たきりの状態の方	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
特殊尿器	自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態の方	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
特殊便器	上肢機能に障害のある方	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
歩行支援用具	下肢が不自由な方	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ・小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方	小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な方	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい方	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障害を起こすことがある方	紫外線がカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害がある方	小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの

パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングをすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した方	小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した方	小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な方	小児慢性特定疾病児童または介助者が容易に使用し得るもの

福祉機器貸出（貸出・リサイクル）

【問い合わせ】玉野市社会福祉協議会 ☎31-5601

在宅介護の軽減を目的に、障害のある方や要介護高齢者等へ福祉機器の貸出をしています。また、子育て支援を目的にチャイルドシート等の貸出も行っています。

所在地 〒706-0002 玉野市築港 4-25-10 玉野市社会福祉協議会
連絡先 電話（0863）31-5601 FAX（0863）31-5638
貸出用具 車いす、介護ベッド（※1）、ベビーベッド、チャイルドシート（※1）
利用料 無料（ただし※1の用具については消毒料が必要です。）
貸出条件 詳細はお問い合わせください。

8 暮らしの支援

住宅改修（居宅生活動作補助用具）

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

身体に障害のある方で、居宅での生活に支障のある方の家庭での生活を容易にするため、住宅を改修する場合の経費の一部を助成しています。

- 対 象 者**
- ①次の障害で障害等級 3 級以上を有する学齢児（小学生）以上の方
 - ・ 下肢障害
 - ・ 体幹機能障害
 - ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）
 - ②下肢、体幹機能に障害のある難病患者等
- ※介護保険が優先となります。
- ※生活保護受給中の介護保険の対象となる病気（特定疾病）を有する 40～64 歳の方で、①または②に当てはまる方はこの制度の対象となります。
- ※障害のある方の属する世帯（18 歳未満：保護者の属する住民基本台帳上の世帯、18 歳以上：障害のある方とその配偶者）の所得が一定以上（本人及び世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上）の場合は対象外となります。

- 対 象 範 囲**
- 次に掲げる居宅生活動作補助用具購入費及び改修工事費
- ①手すりの取り付け
 - ②段差の解消
 - ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
 - ④引き戸等への扉の取替え
 - ⑤その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

給付の限度及び上限額

生涯に 1 回限り、533,000 円を上限額とします。

※介護保険第 2 号被保険者：上限額 333,000 円、難病患者等：200,000 円

- 費 用 負 担**
- 原則、1 割負担
- ※生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する方は、1 割負担部分については免除されます。
- ※基準額を超過した部分は、課税状況にかかわらず本人の負担となります。

- 申 請**
- （1）申請時に必要なもの
 - ①日常生活用具給付申請書（住宅改修費）
 - ②工事見積書
 - ③写真（工事着工前：日付、寸法が必要）
 - ④計画図面
 - ⑤承諾書（借家、公営住宅等に居住している者に限る）
 - （2）工事完了後に必要なもの
 - ①工事完了届
 - ②領収書（本人名義のもの）
 - ③工事竣工届
 - ④写真（工事完了後：日付、寸法が必要）
 - ⑤給付券・・・施工事業者から
 - ⑥請求書・・・施工事業者から

障害者スポーツ大会

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

障害のある方がスポーツを通じて、機能の回復と体力の維持増強を図るとともに、障害のある方に対する正しい認識を深めることを目的として年1回、10月に開催します。

手話通訳者設置事業

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

聴覚、音声、言語に障害のある方の円滑なコミュニケーションを図るため、市役所に手話通訳者1名を配置しています。

意思疎通支援者派遣事業

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

聴覚、音声機能、言語機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、岡山県事業で失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施しています。

利用方法 手話・要約筆記：事前に申請書を福祉政策課に提出してください。
失語症者向け：岡山県言語聴覚士協会（☎086-427-1111）へお問い合わせください。

利用料 無料

奉仕員養成研修事業

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

手話、朗読、要約筆記の技能講座を開催することにより障害のある方に対する理解と交流を深め、障害のある方の社会参加の促進を図ります。

各講座の募集要項は募集時期になりましたら、広報たまのに掲載します。

補助犬の給付

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

岡山県が実施している事業です。身体障害者補助犬を必要とする方に対し、身体障害者補助犬を貸与します。

- 対象者**
- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた方
 - ① 盲導犬・・・視覚障害1級の方
 - ② 聴導犬・・・聴覚障害のみで2級以上の方
 - ③ 介助犬・・・肢体不自由で2級以上の方
 - (2) 次のすべてに該当する方
 - ① 岡山県内に1年以上居住し、今後も居住する見込みのある方
 - ② 18歳以上の方
 - ③ 就労等社会活動への参加が見込まれる方
 - ④ 施設等に入所していない方
 - ⑤ 補助犬の飼育ができる居住環境にある方
 - ⑥ 借家等に居住している場合は、管理者等から補助犬の飼育の承認を得ている方
 - ⑦ 合宿訓練を受け、補助犬を適切に利用できると認められる方

申請

- ・補助犬貸与申請書
- ・身体障害者手帳
- ・誓約書
- ・住民票抄本
- ・補助犬飼育承認書
- ・印鑑
- ・就労証明書またはこれに代わるもの

認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、在宅生活を支援します。

対象者	認知症の症状が見え始めた人や、知的・精神障害のある人で、自分で福祉サービスの利用や日々のお金の管理について不安のある方		
利用の流れ	① 相談（利用希望者が社会福祉協議会に相談） ② 訪問（専門員が利用希望者の自宅等へ訪問） ③ 支援計画・契約書の作成 ④ 契約（利用者と社会福祉協議会との契約） ⑤ 援助の開始（生活支援員による手伝いの開始）		
サービス内容	福祉サービスの利用援助※	・福祉サービスに関する情報提供及び相談 ・福祉サービスの利用申込及び契約の代行、代理 ・福祉サービスに関する苦情解説制度の手続き支援	1 時間までは 1,100 円 （1 時間以上は 30 分毎に 550 円加算）
	日常的な金銭管理サービス※	・福祉サービス等利用料金の支払い代行 ・医療費、税金、保険料、公共料金の支払い手続き ・預貯金の出し入れ、または預貯金の解約手続き	1 時間までは 1,100 円 （1 時間以上は 30 分毎に 550 円加算）
	書類等預かりサービス	・通帳、印鑑、証書などの重要書類の預かり	年間 5,000 円
利用料	・相談や支援計画の作成は無料です。 ・契約締結後、サービス利用にかかる費用は有料となります。 ・利用料の詳細については、玉野市社会福祉協議会へお問い合わせください。		

※料金に加えて支援員の交通費実費負担が必要です。

※生活保護世帯は、料金及び支援員の交通費実費負担は無料です。

窓 口 玉野市社会福祉協議会
〒706-0002 玉野市築港 4-25-10
電話 (0863) 31-5601 FAX (0863) 31-5638

成年後見制度

[問い合わせ] 家庭裁判所

成年後見制度とは、認知症、精神障害、知的障害等によって判断能力が十分ではない人の財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が代わりに行うことにより、このような人の財産や権利を保護する制度です。

制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

(1) 法定後見制度

名称	後見制度	保佐制度	補助制度
対象者	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の方	日常生活で判断能力が著しく不十分の方	日常生活で判断能力が不十分の方
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
仕事の内容	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
同意権 取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為

利用の仕方	① 家庭裁判所へ申し立て（後見等開始の審判の申し立て） ※申し立てができる方：本人、配偶者、4親等内の親族、市長（申し立てをできる方がいない場合）等 ② 成年後見人等の選任（家庭裁判所の調査官が選任） ③ 支援の開始（成年後見人等が支援を開始）
必要書類	※申し立てをする家庭裁判所に確認してください。
費用	裁判所への手数料、医師の鑑定や診断など（個々の状況により様々です。）

（２）任意後見制度

名称	任意後見制度
対象者	判断能力がある人
支援する人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・身上監護
代理権	本人との契約で定めた行為
同意権 取消権	なし
利用の仕方	① 話し合い（本人と任意後見受任者との話し合い） ② 契約（本人と任意後見受任者が公証役場で公正証書を作成し、契約） ③ 家庭裁判所へ申し立て（任意後見監督人選任の申し立て） ※申し立てができる方：本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者 ④ 支援の開始（家庭裁判所で任意後見監督人を選任し、任意後見受任者は任意後見人となり、任意後見監督人の下で保護、支援を開始）
必要書類	※申し立てをする家庭裁判所に確認してください。
費用	裁判所への手数料など（個々の状況により様々です。）

窓 口

区 分	窓 口	所在地及び連絡先
申立手続、必要書類、費用等に関する説明	岡山家庭裁判所玉野出張所	玉野市宇野 2-2-1 電話（0863）21-2908
その他の相談 （法律の専門家が相談に応じてくれます。事前に電話で確認してください。）	（公財）リーガルエイド岡山 高齢者・障害者支援センター	岡山市北区南方 1-8-29 （岡山弁護士会館内） 電話（086）223-7899
	（公社）成年後見センター・リーガルサポート岡山	岡山市北区駅前町 2-2-12 （岡山県司法書士会内） 電話（086）226-0470
	権利擁護センターばあとなあ岡山	岡山市北区野田屋町 2-6-22 福中ビル第 1 電話（086）201-5253
玉野市成年後見支援センター （身寄りがいない等で、申し立て人がおらず、特に必要な場合は、市長が申し立てることもできます）※	玉野市役所 1 階 長寿介護課内	玉野市宇野 1-27-1 電話（0863）32-5645

※低所得の方の後見人等への報酬を助成する制度もあります。

音声による119番通報することが困難な聴覚や言語障害のある人が緊急時に携帯電話やスマートフォンで素早く119番通報できます。

けがや病気、火事などの際に、スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、位置情報（GPS）やチャット機能（文字での会話）を使い、自宅だけでなく外出先でも簡単な操作で消防署に通報できます。

対 象 者 聴覚や言語に障害のある方

電話リレーサービス 【問い合わせ】（一財）日本電話リレーサービス ☎ 03-6275-0910 FAX 03-6275-0913

メール info@nftrs.or.jp

「電話リレーサービス」は、聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより24時間365日、電話で双方をつなぐサービスです。

生活福祉資金貸付制度

【問い合わせ】 玉野市社会福祉協議会 ☎ 31-5601

低所得世帯や、身体障害者、知的障害者または精神障害者のいる世帯、あるいは介護を要する高齢者のいる世帯の生活の安定、向上を図ることを目的に、様々な資金を貸し付ける制度です。

対象者	低所得世帯	低所得の方で、必要な資金を他からの融資で受けることが困難な世帯
	身体障害者世帯	身体障害者手帳の交付を受けた方とともに生活している世帯
	知的障害者世帯	療育手帳の交付を受けた方とともに生活している世帯
	精神障害者世帯	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方とともに生活している世帯
	高齢者世帯	介護を要する65歳以上の高齢者のいる世帯
申込窓口	玉野市社会福祉協議会	
その他	生活福祉資金貸付条件、貸付内容の詳細については社会福祉協議会へお問い合わせください。	

選挙

【問い合わせ】 玉野市選挙管理委員会事務局 ☎ 32-5568

身体に重度の障害のある方などは、自宅などの現在ご自身がいる場所で投票することができます。これを「郵便等による不在者投票制度」といいます。

この制度を利用するためには、あらかじめ申請が必要です。手続きにはある程度の日数を要しますので、早めに手続きをしてください。

対 象 者

- ・介護保険の被保険者証の要介護状態区分等が「要介護5」の人
- ・身体障害者手帳か戦傷病者手帳を所持する方で、以下の要件に当てはまる人

障 害 内 容	身体障害者等級	戦傷病者等級
両下肢、体幹、移動機能の障害	1 級・2 級	—
両下肢、体幹の障害	—	特別項症～第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1 級・3 級	特別項症～第3項症
免疫の障害	1 級～3 級	—
肝臓の障害	1 級～3 級	特別項症～第3項症

※複数の障害がある場合、手帳全体の級別ではなく、該当する障害内容の級別によって対象かどうかが決まりますので、ご注意ください。

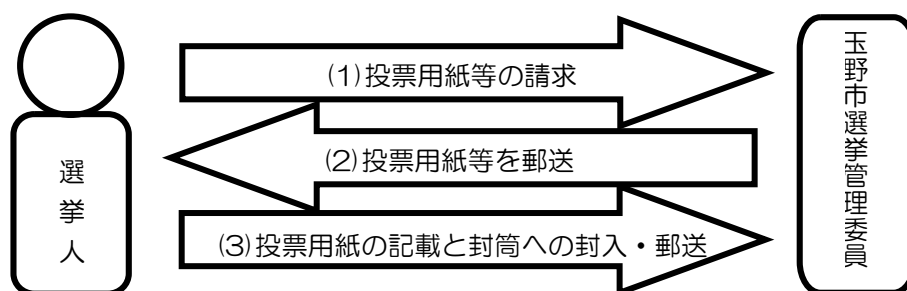
申請 郵便等による不在者投票制度を利用する場合、「郵便等投票証明書」の交付が必要です。交付申請は、選挙に関係なく、選挙管理委員会事務局（市役所2階）で随時受け付けています。申請書類の提出は、代理の方がお越しいただいてもかまいません。

申請に必要なもの

1. 郵便等投票証明書交付申請書（選挙管理委員会事務局にあります。市のホームページからダウンロードすることができます。）
2. 資格を証明するものの原本（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証）

投票の流れ

1. 選挙が近づくと、郵便等投票証明書をお持ちの方へ選挙管理委員会より「投票用紙等の請求書」をお送りしますので、届いた請求書に署名や住所等必要事項を記入の上、郵便等投票証明書を添えて、選挙管理委員会へ送付してください。
2. 投票用紙と投票用封筒が送られてきますので、投票用紙に候補者名を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名をしてください。
3. 同封の返送用封筒で選挙管理委員会へ送付してください。



郵便等による不在者投票ができる人で、自ら投票の記載をすることができず、次のいずれかの要件に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票の記載をさせることができます。

- ・身体障害者手帳に、「上肢または視覚の障害の程度が1級」と記載されている人
- ・戦傷病者手帳に、「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症」と記載されている人

玉野市障害者等自主活動団体

[問い合わせ] 各活動団体

名称	主な障害種別	活動内容	会費等	連絡先
一財）玉野市身体障害者福祉連合会	身体全般	・ほほえみ作業所運営 ・野球部…社会体験にもなり好評！ ・総合支援協議会当事者・家族部会参加 ・身体障害者相談…毎週月曜日	年会費 1,000円	玉野市奥玉 1-18-5 すこやかセンター内 電話 32-3840
玉野市失語症の会 ひまわり	失語症	・言葉が不自由な人たちが集まり、自らが主体となって様々な取り組みを企画・運営して楽しむ会		電話:090-1350-8665 FAX:0863-71-5672
さくらんぼの会	精神障害を持つ 子どもの家族会	・こころの里の活動に参加 ・総合支援協議会当事者・家族部会参加	なし	玉野市宇野 こころの里 電話 33-5151
玉野市手をつなぐ育成会	知的、発達障害を持つ 子どもの親の会	・親同士の研修会・余暇活動 ・本人の会「つばさの会」 ・総合支援協議会当事者・家族部会参加 ・知的障害者相談…毎月第4金曜日、玉野市立図書館内で13時から相談とお茶会	年会費 1,500円 つばさの会は別途 500円	事務局 玉野市奥玉 1-18-5 電話 080-2899-5019
玉野 菜の花の会	指定難病患者と その家族	・会員同士交流を図ることで、不安感や孤独感を軽減し、より充実した生活を送ることを目的とし、勉強会や交流会など様々な活動を行っています。	年会費 一家族 1,500円	電話 090-5375-7715
NPO法人 岡山自閉症協会	自閉症	・ペアレントメンターによる電話相談月3回程度 ・2か月に1回茶話会開催 ・ホームページ有		岡山市北区南方 きらめきプラザ2階 電話 086-801-4010

9 交通・移動の支援

JR 旅客運賃の割引

[問い合わせ] JR 各駅・乗車券販売窓口

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者が JR を利用するとき、運賃が割引になります。

対 象 者 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方。

対象者		第1種身体障害者・療育手帳A		第2種身体障害者・療育手帳B	
		障害者が 単独で乗車	障害者が 介護者とともに乗車	障害者が 単独で乗車	12歳未満の障害者が 介護者とともに乗車
乗 車 券 の 種 類	普通乗車券	障害者：5割引 (片道 101km以上)	障害者：5割引 介護者：5割引 (距離制限なし)	障害者：5割引 (片道 101km以上)	
	定期乗車券		障害者：5割引 ※自動車定期乗車券は3割引 ※小児定期乗車券は割引なし 介護者：5割引 ※自動車定期乗車券は3割引 (ただし、通勤定期乗車券のみ)		介護者：5割引 ※自動車定期乗車券は3割引 (ただし、通勤定期乗車券のみ)
	回数乗車券 (特別急行回数 乗車券を除く)		障害者：5割引 介護者：5割引		
	普通急行券 (特別急行券 を除く)		障害者：5割引 介護者：5割引		

100km の目安
(宇野駅から)

山陽本線	相生駅 100,7km 福山駅 91,1km
伯備線	新見駅 113,1km
津山線	津山駅 91,1km

窓 口 JR 各駅の窓口
(身体障害者手帳、療育手帳を提示して乗車券を購入してください)

バス運賃の割引

[問い合わせ]バス会社営業窓口

路線バスに乗車の際、料金が割引されます。

対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

対象者		第1種身体障害者、療育手帳A および精神障害者保健福祉手帳1級		第2種身体障害者 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2・3級
		障害者が単独で乗車	障害者が 介護者とともに乗車	
種 類	乗車券 (運賃)	障害者：5割引 (小学生以下は小児運賃の5割引)	障害者：5割引 (小学生以下は小児運賃の5割引) 介護者：5割引	障害者：5割引 (小学生以下は小児運賃の5割引)
	定期 乗車券	障害者：3割引 (中学生以上の障害者)※	障害者：3割引 (中学生以上の障害者)※ 介護者：3割引	障害者：3割引 (中学生以上の障害者)※

※小学生以下の障害児の場合、定期乗車券は小児定期乗車券となり、これに対する割引はありません。

- 窓 口**
- ①路線バスの場合料金を支払う際に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（写真を貼付されている手帳）を提示してください。
 - ②乗車券、定期乗車券を購入する場合、発売窓口で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（写真を貼付されている手帳）を提示してください。

航空旅客運賃の割引

[問い合わせ]航空券販売窓口

国内線航空機を利用するとき、運賃が割引になります（満12歳以上の方）。

対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

割 引 率 航空会社によって、この制度を利用できない場合や割引内容の異なる場合があります。詳しくは、航空会社または航空券販売窓口まで直接お問い合わせください。

- 窓 口**
- 各航空会社、航空券販売窓口
(各障害者手帳を提示して、航空券を購入してください。)

タクシー料金の割引

[問い合わせ]各タクシー会社

タクシーに乗車される際に料金が割引されます。

対 象 者 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方

割 引 率 運賃・料金の1割引

- 窓 口**
- 岡山県内及び割引を実施しているタクシー会社
(料金を支払う際に、身体障害者手帳または療育手帳を運転手に提示してください)
※タクシー会社によっては、この制度を利用できない場合や割引内容の異なる場合がありますのでご注意ください。

シートク料金の割引

[問い合わせ] コールセンター ☎ 31-1411

シートクに乗車される際に料金が割り引かれます。

対 象 者 障害者手帳を交付されている方 等

対象者	65 歳以上、16 歳未満（中高生）、小学生、障害者及び重度障害者の付添人
割引額	1 乗車 300 円から 100 円を割引

※障害者手帳等、証明書を提示してください。

運 行 日 毎日運行。ただし、年末年始（12/29～1/3）は運休いたします。

予 約 方 法 運行時刻の 1 時間前までに（7 時便・8 時便は前日の 17 時まで）コールセンターへ電話で予約をしてください。 ※予約は 1 週間前から可能です。

予 約 先 コールセンター （0863）31-1411（受付時間 7 時～17 時）

福祉有償運送

[問い合わせ]各事業所

単独で公共交通機関の利用が困難で、移動に制約のある方に対して、通院・通学等の日常外出だけでなく、行楽・余暇活動等生活の質と範囲を広げる手助けとして、有償で、福祉車両で送迎（乗降介助を含む）をするサービスです。利用するためには、事業者への事前の登録が必要です。

対 象 者 他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であり、次のいずれかに該当する方及びその付添人。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 介護保険法による要支援または要介護認定を受けている方
- ③ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、知的障害、精神障害、その他の障害を有する方

事業者一覧（市内で利用可能な事業所）

（令和 6 年 4 月現在、順不同）

事業所名	所在地	電話番号
（福）こうなん福祉会	玉野市八浜町大崎 169-13	53-9333
（福）深山会	玉野市長尾 1578-2	71-0056
（NPO）アール・ケア スタイル	玉野市東高崎 25-32	73-9211

※事業所によって旅客の対象となる範囲が異なることがありますので、事前にお問い合わせ下さい。

移送サービス

[問い合わせ]玉野市社会福祉協議会 ☎ 31-5601

公共交通機関を利用することが困難な人の移動手段を確保し、外出の機会を提供します。

対 象 者	市民税非課税世帯に属する方 寝たきりや歩行困難な身体状況で、外出の際に車いす、またはストレッチャーを必要とする人。（社協会員もしくはその家族）
利 用 目 的	自宅から病院への通院、入退院
利 用 範 囲	社会福祉協議会を起点として20km範囲内の病院
利 用 回 数	1ヶ月に2回
窓 口	玉野市社会福祉協議会
所 在 地	〒706-0002 玉野市築港 4-25-10
連 絡 先	電話（0863）31-5601 FAX（0863）31-5638
利 用 条 件	詳細はお問い合わせください。

福祉車両貸出

[問い合わせ]玉野市社会福祉協議会 ☎ 31-5601

公共交通機関を利用することが困難な人の移動手段を確保するため、車両の貸出を行っています。

対 象 者	個人：介護を要する高齢者、障害者及びその家族等 団体：福祉団体、ボランティア団体、福祉施設等
利 用 料 金	走行距離に応じて本会が算定した金額 （ただし、※1については、別途車両利用料が必要）
貸 出 車 輛	マイクロバス 1台（※1） リフト付車両 1台（車いすの乗車が可能） スロープ付車両 1台（車いすの乗車が可能）
窓 口	玉野市社会福祉協議会
所 在 地	〒706-0002 玉野市築港 4-25-10
連 絡 先	電話（0863）31-5601 FAX（0863）31-5638
利 用 条 件	詳細はお問い合わせください。

障害のある方の社会参加を促進するため、有料道路の通行料金を割引く制度があります。利用するためには、事前に登録手続きが必要です。

対象範囲	区 分	対 象 者			
	障害者ご本人が運転される場合	身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象になります。			
	障害者ご本人以外の方が運転し、障害者ご本人が同乗される場合	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害(※)のある方が対象になります。(身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害のある方は、ご自分で運転される場合でも対象になります。) (15 才未満で重度の身体障害がある方について、その保護者が代わって身体障害者手帳の交付を受けている場合は、身体障害者ご本人が乗車されていない場合、割引の対象にはなりません。) ※ 重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲となっております。			
対象車種	自 動 車	適用範囲			
		事前申請において登録できる自動車		事前申請において登録していない自動車	
		本人運転 介護運転	本人運転	介護運転	
	乗用自動車 自動車検査証等の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。(軽自動車も対象)	○	○	○	
	貨物自動車 自動車検査証等の「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないものまたは乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量が500kg以下のもの。	○	○	○	
	特種用途自動車 自動車検査証等の「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車またはキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。	○	○	○	
	二輪自動車 総排気量が125ccを越えるもの。	○	○	○	
	レンタカー 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車のうち、上記の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。	×	○	○	

	借用自動車 車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。		×	○	○
	介護・福祉タクシー、一般タクシー 道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業若しくは同条第2号に定める特定旅客自動車運送事業に係る上記の乗用自動車、特種用途自動車のうち、「自家用・事業用の別に」に「事業用」と記録されているもの。		×	×	○
	福祉有償運送車両 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償運送に係る上記の乗用自動車、特種用途自動車。		×	×	○
	※その他、詳しくは、西日本高速道路株式会社NE×CO西日本お客さまセンター（電話0120-924-863）へお問い合わせください。				
割引金額	通常料金の半額				
必要書類	ETCを利用しない場合		ETCを利用する場合		
	○有料道路障害者割引申請書 ○身体障害者手帳または療育手帳 ○自動車検査証または軽自動車届出済証 ○運転免許証（障害者本人が運転の場合）		○有料道路障害者割引申請書 ○身体障害者手帳または療育手帳 ○自動車検査証または軽自動車届出済証 ○運転免許証（障害者本人が運転の場合） ○ETCカード（障害者本人名義のもの） ○ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）		
	※この他に要件確認のために別途書類等が必要な場合があります。 ※未成年の重度障害の方でご本人以外の方の運転による割引を受け、かつ障害者ご本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者または後見人名義のETCカードも対象となります。				
登録手続	申請窓口において、手帳に「有料道路割引」の押印を行い、登録する自動車のプレートナンバー、割引有効期限等を記載します。 ETC利用の場合は、ETC利用対象者証明書の発行をします。				
有効期限	手続き終了日から、2回目の誕生日まで ※更新申請は、有効期限の2ヶ月前から可能です。（ETC利用の場合は2週間前までに更新をしてください）				
変更申請	割引有効期限内に、次の変更がある場合は変更申請が必要です。 ・手帳に記載された自動車登録番号等 ・手帳に記載された自動車の自動車検査証または軽自動車届出済証上の所有者、使用者 ・ETC利用登録されたETCカードの名義、番号 ・ETC利用登録されたETC車載器の管理番号 ・ETC利用登録された申請者の名前、住所				
利用方法	ETCを利用しない場合		ETCを利用する場合		
	料金支払い時に、料金所係員に必要な事項が記載されたページを開いて手帳を提示するか、手帳を渡してください。		事前に登録されたETCカードを、あわせて登録されたETC車載器に挿入し、ETCレーンを通り抜けてください。 ※ETC未整備料金所、点検及びETCの異常によりバーが開かないなどETCレーンを通り抜けて料金所係員の処理（ETCカードをお渡し頂いての処理）となった場合は、料金所係員にETCカードを渡しての支払になります。この場合は係員への手帳の提示が必要です。		

オンライン 申請	オンラインで各種申請（新規・変更・更新）を行う場合に必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、以下の URL からご確認ください。 なお、オンライン申請は ETC 利用登録される方のみが対象となっております。 https://www.expressway-discount.jp
-------------	--

自動車運転免許の取得費の助成

[問い合わせ]玉野市福祉政策課 ☎32-5556

身体障害者が自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。

対象者	市内に居住し、市税等の滞納がない世帯に属する身体障害者手帳または療育手帳の交付を受け、就労等社会参加に伴い免許を取得する必要がある方 ※申請及び助成決定を受ける前に、免許を取得した方及び教習所に入所手続きをされた方は対象となりません。
助成額	自動車運転免許の取得に直接かかった費用の3分の2以内の額で100,000円を限度
必要書類	[申請するとき] ・玉野市障害者自動車運転免許取得補助金交付申請書 ・印鑑 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・見積書（免許取得経費を明らかにしたもの） [請求するとき] ・玉野市障害者自動車運転免許取得補助金交付請求書 ・実績報告書 ・印鑑 ・自動車教習所の領収書 ・運転免許証の写し

自動車改造費（本人用）の助成

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

就労等のため、障害者本人が所有し、運転する自動車の操向装置などを改造する必要がある方に、改造費の一部を助成します。

対象者	市内に居住し、市税等の滞納がない世帯に属する上肢、下肢または体幹機能の障害者であって、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある、世帯の所得税額が、10万円以下である方 ※助成を受けた後、10年間は再度助成を受けられません。 ※申請及び助成決定を受ける前に、自動車の改造をした方及び契約をされた方は対象となりません。
助成額	改造にかかる費用の10/10 ※ただし、100,000円を限度とします。
必要書類	[申請するとき] - 玉野市障害者自動車改造補助金交付申請書 - 印鑑 - 身体障害者手帳または療育手帳 - 見積書（改造箇所の経費を明らかにしたもの） - 運転免許証の写し - 自動車車検証の写し（改造車購入の場合は不要） - 自動車の改造計画書（改造図面または購入自動車のカタログ） - 世帯全員の所得証明（前年の課税資料が玉野市にない場合） [請求するとき] - 玉野市障害者自動車改造補助金交付請求書 - 実績報告書 - 印鑑 - 自動車車検証（改造車購入の場合のみ） - 写真（改造箇所及びナンバープレートが確認できるもの） - 改造（購入）事業者の領収書の写し、または請求書の写し

自動車改造費（介護者用）の助成

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

自動車を所有し、または新たに購入しようとする方で、自動車改造の必要があると認められた場合に、改造費の一部を助成します。

対象者	市内に居住し、市税等の滞納がない世帯に属する重度（身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳A）の障害者であって、車いす、ストレッチャー、その他の歩行補助用具を使用しなければ移動が困難な状態が継続すると認められる方のうち、世帯の所得税額が、10万円以下である方 ※助成を受けた後、10年間は再度助成を受けられません。 ※申請及び助成決定を受ける前に、自動車の改造をした方及び契約をされた方は対象となりません。
助成額	改造にかかる費用の3/5 ※ただし、300,000円を限度とします。
必要書類	[申請するとき] - 玉野市障害者自動車改造補助金交付申請書 - 印鑑 - 身体障害者手帳または療育手帳 - 見積書（改造箇所の経費を明らかにしたもの） - 運転免許証の写し（介護者のもの） - 自動車車検証の写し（改造車購入の場合は不要） - 自動車の改造計画書（改造図面または購入自動車のカタログ） - 世帯全員の所得証明（前年の課税資料が玉野市にない場合） [請求するとき] - 玉野市障害者自動車改造補助金交付請求書 - 実績報告書 - 印鑑 - 自動車車検証（改造車購入の場合のみ） - 写真（改造箇所及びナンバープレートが確認できるもの） - 改造（購入）事業者の領収書の写し、または請求書の写し

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害のために歩行が困難と認められる方等は、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。交付対象となる障害の程度は次のとおりです。

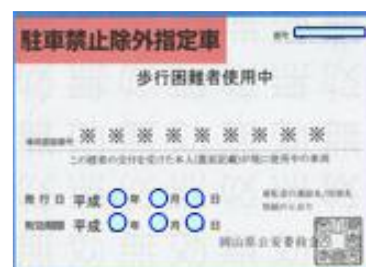
駐車禁止除外標章の交付対象となる障害の程度

障害の区分		身体障害者の方	戦傷病者の方
視覚障害		1級から4級の1	特別項症から第4項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症
肢体不自由	上肢	1級から2級の2	特別項症から第3項症
	下肢	1級から4級	特別項症から第3項症
	体幹	1級から3級	特別項症から第4項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	1級及び2級 (1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
	移動	1級から4級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症
肝臓機能障害		1級から3級	特別項症から第3項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症
ぼうこうまたは直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		1級から3級	

その他の障害者の方

障害者の区分	障害の程度
知的障害のある方	重度 (A)
精神障害のある方	1級
小児慢性特定疾患児手帳を所持している方	色素性乾皮症

窓 口 玉野警察署
所 在 地 〒706-0011 玉野市宇野 1-13-1
連 絡 先 電話 (0863) 32-0110



ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

車いすマーク駐車場（身体障害者等用駐車場）を、本当に必要とする方がより利用しやすくするため、利用対象者に「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証を交付します。

「ほっとパーキングおかやま」の案内表示（図1）がある駐車場で利用できます。また、利用できる対象府県並びに駐車場一覧は、岡山県HPで確認してください。

岡山県HP <http://www.pref.okayama.jp/page/348545.html>

対 象 者 次のいずれかに該当する方で、歩行が困難な方。

申 請 ・「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証交付申請書
・（代理人による申請の場合）代理人の身分証明書
・確認書類（※次のとおり）

対 象 者		確 認 書 類
身 体 障 害	下記区分参照（※1）	身体障害者手帳
知 的 障 害	療育手帳A	療育手帳
精 神 障 害	精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳
高 齢 者	介護認定 要介護1～5 ※65歳未満の方も含む	介護保険被保険者証
難病患者	特定疾患医療（または小児慢性特定疾患医療）受給者	特定疾患医療（小児慢性特定疾患医療）受給者証
け が 人	診断書等により車いす、杖等の使用が必要と認められる方	医師の診断書等、身分証明書
妊 産 婦	妊娠7ヶ月～産後2年の方（単胎児） 妊娠5ヵ月～産後3年の方（多胎児） ※産後は乳幼児同乗の場合のみ	母子健康手帳 ※産後は出産日のわかる保険証等
そ の 他	診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	医師の診断書等、身分証明書

※1 身体障害者区分

区 分		等 級
視覚障害		1・2・3・4級
聴覚・平衡機能障害	聴覚障害	該当なし
	平衡機能障害	3・5級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	1・2級
	下肢	1・2・3・4・5・6級
	体幹	1・2・3・5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能	1・2級
	移動機能	1・2・3・4・5・6級
心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害	心臓機能障害	1・3・4級
	じん臓機能障害	1・3・4級
	呼吸器機能障害	1・3・4級
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	1・3・4級
	小腸機能障害	1・3・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1・2・3・4級
	肝臓機能障害	1・2・3・4級

郵送による申請 ・「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証交付申請書（岡山県HPに掲載）

送 付 先

- ・確認書類の写し
- ・140円分の切手（利用証の送付用）

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県 子ども・福祉部 障害福祉課



（図1）案内表示

人工透析治療者通院費給付事業

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

腎臓機能障害者で人工透析治療のため、市外の医療機関に通院している者に通院費の一部を支給します。申請があった月から給付開始となります。

対 象 者 腎臓機能障害者で人工透析治療のため、医療機関に通院している者

手 当 額 市外通院 月額 3,000 円
（原則として、毎年4月、10月にそれぞれの前6ヶ月分を支給します。）

申 請

- ・申請書
- ・本人名義の預金口座
- ・印鑑（認印）

支 給 制 限 次のような場合には手当の支給を受けられません。

- ・病院に継続して1ヶ月を超えて入院している場合
- ・市内の医療機関に変更した場合

障害者タクシーチケット助成事業

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

障害のある方が今後も地域での生活を継続できるよう、外出しやすい環境を整備するため、タクシー等を利用した際にその一部を助成します。

対 象 者 下記のいずれにも該当する方

- ・玉野市に在住の方
- ・身体障害者手帳1または2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ・市民税非課税世帯に属する方

支 給 額 年額 24,000 円（上限） ※申請月により額が異なります。

申 請

- ・申請書
- ・身体障害者手帳、または、療育手帳、または、精神障害者福祉手帳
- ・世帯員全員の課税所得証明書（※市外から転入された方のみ）

利 用 制 限

- ・1回の乗車につき、4枚（500円／枚）を限度に利用できます。
- ・発着地点が玉野市内の場合に限り利用できます。
- ・手帳の提示がないと利用できません。

10 税の控除・減免

所得税・住民税（障害者控除）

[問い合わせ] 所得税：玉野税務署 ☎31-2131
住民税：玉野市税務課 ☎32-5510

所得税及び住民税（市県民税）の計算上、次に該当する場合は、それぞれの金額を所得から差し引くことができます。

（１）所得税

	対象者	所得税控除額	問い合わせ先
障害者控除	本人または配偶者、扶養家族が 中程度の心身障害者	27万円	玉野税務署 31-2131
特別障害者控除	本人または配偶者、扶養家族が 重度の心身障害者	40万円	

（２）住民税

	対象者	所得税控除額	問い合わせ先
障害者控除	本人または配偶者、扶養家族が 中程度の心身障害者	26万円	玉野市税務課 32-5510
特別障害者控除	本人または配偶者、扶養家族が 重度の心身障害者	30万円	

※住民税（市県民税）において、前年分の合計所得金額が125万円以下の障害者は、非課税となります。

自動車税

[問い合わせ] 自動車税：備前県民局 ☎086-233-9844
軽自動車税：玉野市税務課 ☎32-5510

対象	内容	問い合わせ先
本人または当該障害者と生計を一にする者 及び障害者等のみで構成される世帯の障害 者等を常時介護する者が運転し、専ら当該 障害者等の通院、通学等のために使用する 自動車	自動車税の減免	備前県民局税務部 (086) 233-9844
	軽自動車税の減免	玉野市税務課 (0863) 32-5510

※軽自動車税は、対象となる障害の範囲、申請方法、受付期間等が自動車税とは異なる場合があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

自動車取得税

[問い合わせ] 備前県民局 ☎086-233-9844

自動車税及び軽自動車税が免除になる自動車を当該身体障害者が取得する場合、自動車取得税の減免を受けることができます。

課税免除の要件

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自家用自動車（営業用は対象外）で、要件に該当するものに限られます。詳しくは、備前県民局まで直接お問い合わせください。

この他、次の税の減免があります。詳細はそれぞれの管轄へお問い合わせください。

- (1) 相続税、贈与税、消費税・・・玉野税務署 [問い合わせ] 0863-31-2131
- (2) 事業税・・・備前県民局税務部 [問い合わせ] 086-233-9815
- (3) 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（マル優）・・・それぞれの金融機関

11 公共料金

NHK 放送受信料の減免

【問い合わせ】玉野市福祉政策課 ☎ 32-5556

NHK 岡山放送局 ☎ 086-214-4740

次のような場合は、NHKの放送受信料の減免を受けることができます。

全 額 免 除	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯が市民税非課税世帯の場合
半 額 免 除	次の障害者手帳の交付を受けている方が世帯主である場合 ① 視覚障害または聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている場合 ② 身体障害者手帳1級～2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合 ③ 戦傷病者手帳の障害程度が特別項症から第1款症の方
申請に必要なもの	- 放送受信料免除申請書 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳 - 印鑑

携帯電話料金の割引

【問い合わせ】各携帯電話取扱店

障害者手帳を所持している方が、携帯電話の契約をする際に、基本料金等の割引制度をご利用いただけます。

対 象 者 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方

割 引 金 額 携帯電話会社により、対象者、割引内容、割引率が異なります。

※詳細は、各携帯電話取扱店にお問い合わせください。

公共施設の入場料の減免

【問い合わせ】各施設

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている場合、入場料や利用料が減免される場合があります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

NTT 無料番号案内（ふれあい案内）【問い合わせ】NTT フリーダイヤル 0120-104174

障害のため電話帳を利用することが困難な方で、次の方については、登録電話番号と暗証番号をあらかじめ登録しておけば、NTTの電話番号案内を無料で利用できます。

対 象 者

- ① 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方

区 分	手帳の級等
視覚障害	1～6 級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1、2 級

- ② 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方

区 分	手帳の級等
視力の障害	特別項症～第6項症
上肢の障害	特別項症～第2項症

- ③ 療育手帳をお持ちの方
- ④ 精神障害者福祉手帳をお持ちの方

申 請 NTTフリーダイヤル（土・日・祝を除く9時～17時受付）に申込用紙を請求し、郵送された申込書に必要事項を記入して、必要書類を添付して返送してください。

耳や言葉の不自由な方からの104番

[問い合わせ]NTT FAX 0120-000104

NTT では、耳や言葉の不自由な方のために、FAX による番号案内を行っています。

料 金 案内料は通常の104番の案内料と同額です。

区 分			料 金
昼間・夜間 (8時～23時)	月に1案内の場合		60円(税抜)/案内
	月に2案内以 上の場合	1案内分	60円(税抜)/案内
		1案内を超える部分	90円(税抜)/案内
深夜・早朝(23時～翌朝8時)			150円(税抜)/案内

申 請 適宜な用紙に、利用される方の名前・FAX番号・問い合わせ内容（住所・氏名・種等）を記入して送信すると、NTTより折り返しFAXが送信され、お問い合わせの電話番号またはFAX番号を案内します。

窓 口 NTT
FAX 0120-000104
24時間受付（年中無休）

青い鳥郵便葉書の無償配布

[問い合わせ]各郵便局

次の障害のある方で、申し込みをされた方に通常郵便葉書が無料で配布されます。

対 象 者 身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A所持者

申 請 ①窓口での申込方法
最寄りの郵便局（簡易郵便局を除く）に身体障害者手帳または療育手帳を持参の上、所定の申込書を提出してください。（代理人による提出でも可能）
②郵送での申込方法
適宜な用紙に、「青い鳥郵便葉書配布申込書」、本人の住所、氏名、手帳の種類、手帳番号、級別及び程度等を記入して、郵送してください。なお、郵便局にはこれらの項目を整理した「整理票」があります。

申 込 期 間 4月1日頃～5月31日頃

配 布 方 法 配布開始日（4月下旬頃）以降、申込者の住所へ郵送されます。
（1人につき20枚）

窓 口 各郵便局

12 保育・教育

教育相談

[問い合わせ] 玉野市教育委員会 ☎ 32-5575

幼稚園、小・中学校への就園、就学、進学にあたっての不安があったり、特に配慮を必要とする児童・生徒の保護者の相談に応じています。

相談先	所在地	連絡先
玉野市教育委員会学校教育課	玉野市宇野 1-27-1	(0863) 32-5575
玉野市教育サポートセンター（教育支援室）	玉野市玉原 3-17-2	(0863) 33-5115

通級指導教室（スマイル教室）

[問い合わせ] 玉野市教育委員会 ☎ 32-5575

通常学級に在籍している児童のうち、自閉症等の発達障害や言語障害等の様々な障害により、生活上・学習上の困難さがあり、通級による指導が必要である児童に、個別指導や集団指導を行っています。

学校名	所在地	連絡先
玉野市立宇野小学校	玉野市宇野 2-23-1	(0863) 31-2915
玉野市立荘内小学校	玉野市木目 498	(0863) 71-1017
玉野市立胸上小学校	玉野市梶岡 639	(0863) 41-2066

小・中学校特別支援学級

[問い合わせ] 玉野市教育委員会 ☎ 32-5575

知的な遅れや、自閉症等の発達障害、肢体不自由などの様々な障害により、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童・生徒に、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行っています。

特別支援学級（知的障害）	小学校 7 校	中学校 4 校
特別支援学級（自閉症・情緒障害）	小学校 13 校	中学校 7 校

13 その他

障害者に関する各種マークの紹介

障害のある方に配慮した施設であることや、それぞれの障害についてわかりやすく表示するため、様々なシンボルマークがあります。これらは、国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。

	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の使用指針により定められています。車椅子を利用されている方だけでなく、障害のある方すべてを対象としているマークです。
	身体障害者標識（表示は努力義務） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。危険防止のためのやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転手は、道路交通法の規定により罰せられます。
	聴覚障害者標識（表示は義務） 聴覚に障害のあることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。危険防止のためのやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転手は、道路交通法の規定により罰せられます。
	盲人のための国際シンボルマーク 聴覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。
	耳マーク 聴覚に障害があることを示す、国内で使用されているマークです。聴覚に障害のある方は、見た目にはわからないために、誤解されることがあります。このマークを表示された場合は、コミュニケーションの方法へのご配慮をお願いします。
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。「身体障害者補助犬法」の施行後、公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどにも補助犬が同伴できるようになりました。
	オストメイトマーク 人工肛門・人口膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備であることを表しています。オストメイトに対応するトイレの入り口や、案内誘導プレートなどに表示されています。
	ハートプラスマーク 「体の内部に障害がある人」を示すマークです。心臓や呼吸機能など、体の内部に障害がある方は外見からはわからないために、誤解されることがあります。このマークを表示された場合は、内部障害へのご配慮をお願いします。
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるよう、作成したマークです。

福祉制度の早見表

障害の区分 制度の名称			視覚						聴覚・平衡						音声言語		肢体不自由						内部			知的		精神			難病	
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	3	4	A	B	1	2	3			
年金・手当	障害基礎年金		手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。 詳しくは保険年金課または岡山西年金事務所へ																													
	特別障害給付金制度		手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは福祉政策課障害福祉係へ																													
	心身障害者扶養共済		○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○		○	○	△	△	△			
	特別障害者手当		手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは福祉政策課障害福祉係へ																													
	障害児福祉手当		手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは福祉政策課児童福祉係へ																													
	児童福祉年金		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△					
	特別児童扶養手当		手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは福祉政策課児童福祉係へ																													
	在宅重度心身障害者介護手当		△	△					△							△	△					△			△							
医療	自立支援医療	更生医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△								
		育成医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△								
		精神通院																									△	△	△			
	心身障害者医療費公費負担制度		○	○	△				○	△				△		○	○	△				○	△		○	△						
	特定医療費(指定難病)助成制度																															△
	後期高齢者医療制度		△	△	△				△	△				△	△	△	△	△	△			△	△		△		△	△				
障害福祉サービス			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
地域生活支援事業			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
福祉用具	補装具の交付と修理		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△							△	
	日常生活用具の給付		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△				△	
	小児慢性特定疾患児の日常生活用具給付																															△
	福祉用具貸出(貸出・リサイクル)		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△							△
在宅生活の支援	住宅改修(居宅生活動作補助用具)															△	△	△														△
	障害者スポーツ大会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	手話通訳者設置事業								○	○	○	○	○	○	○																	
	意思疎通支援者派遣事業								○	○	○	○	○	○	○																	
	補助犬の給付		△						△							△	△															
	福祉サービス利用援助事業																								△	△	△	△	△			
	成年後見制度																								△	△	△	△	△			
	生活福祉資金貸付制度		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
選挙																○	○					○	○									
交通・移動支援	JR旅客運賃の割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	バス運賃の割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	航空旅客運賃の割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	
	タクシー	タクシー料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		シータク料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉有償運送		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	移送サービス		手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは玉野市社会福祉協議会へ																													
	福祉車両貸出		手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは玉野市社会福祉協議会へ																													
	有料道路通行料金の割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車運転免許の取得費助成		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	自動車改造費の助成(本人用)																△	△	△	△	△	△										
	自動車改造費の助成(介護者用)																△	△														
	駐車禁止除外指定車標章の交付		○	○	○	○			○	○						○	○	○	○			○	○		○		○				△	
	ほっとパーキングおかやま駐車場利用証		○	○	○	○			△		△					○	○	△	△	△	△	○	○	○	○		○				○	
人工透析治療者通院費給付事業			人工透析治療患者																													
障害者タクシーチケット助成事業			身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者福祉手帳1級でかつ市民税非課税世帯																													
税	所得税・住民税		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	自動車税		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	自動車取得税		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
公共料金	NHK受信料	全額免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		半額免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	携帯電話料等の割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	NTT電話番号案内案内		○	○	○	○	○	○								△	△									○	○	○	○	○		
	耳や言葉の不自由な方からの104番								○	○	○	○	○	○																		
	青い鳥郵便葉書の無償配布		○	○					○							○	○				○		○									

○該当する △状況により対象

